

事 務 連 絡
平成 23 年 5 月 11 日

各 地 方 整 備 局 河 川 部 長 殿
北海道開発局河川管理課長 殿
沖縄総合事務局開発建設部長 殿

国土交通省河川局
河川環境課河川保全企画室長

許可工作物技術審査の手引きについて

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十六条第一項に基づく工作物の新築、改築又は除却の許可に際して、許可にあたっての技術審査を容易とするために、工作物の種類毎にチェックリストを定めたので、通知する。

なお、実際の審査に当たっては、より適切な河川管理が促進されるよう、このチェックリストに加えて河川毎に工夫を行うことを妨げるものではない。

許可工作物技術審査の手引き ～チェックリスト～

平成23年5月

全国河川管理課長会議

ま え が き

これまで、河川法第26条第1項(工作物の新築等)の許可処分に係る審査(以下「許可工作物の審査」という。)に関しては、その適正かつ円滑な審査手続を確保する観点から、チェックリスト等の審査の実務に関する手引き等を各地方整備局ごとに作成し、運用を図っていた。

今般、許可工作物の審査手続の更なる客観性を高めるため、各地方整備局における許可工作物の審査の手引きについて、その内容の調整を図り、統一的な運用を図るべく、平成22年度の全国河川管理課長会議にワーキンググループを設け作成検討を行ったものである。

本書は、「河川工作物設置の審査手引き(Ver.1.01)」(中部地方整備局監修・社団法人中部建設協会発行)をベースにし、各整備局における運用等と照らし合わせながら作成したものであり、全国共通の許可工作物技術審査の手引きとするものである。

最後に、本書の作成及び編集に尽力したワーキンググループメンバーの方々に感謝するとともに、本書が許可工作物の適正な処分に係る手続きの推進に寄与することを希望する。

平成22年度 全国河川管理課長会議

北海道開発局	河川管理課長補佐	岡田
東北地方整備局	河川管理課長	西條
関東地方整備局	河川管理課長	堤
北陸地方整備局	河川管理課長	野原
中部地方整備局	河川管理課長	井口
近畿地方整備局	河川管理課長	和佐
中国地方整備局	河川管理課長	横部
四国地方整備局	河川管理課長	赤松
九州地方整備局	河川管理課長	加治

同 許可工作物の審査基準ワーキンググループ

北海道開発局	河川管理課	木村
中国地方整備局	河川管理課	阿部
四国地方整備局	河川管理課	柴田

目 次

第1章 総 則	
1. 総 則	1-1
2. 用語の説明	1-2
第2章 堰	2-1
第3章 水 門	3-1
第4章 樋 門	4-1
第5章 水 路	5-1
第6章 揚水機場及び排水機場	6-1
第7章 取 水 塔	7-1
第8章 伏せ越し	8-1
第9章 管 類(光ファイバーケーブル類は除く)	9-1
第10章 集水埋渠	10-1
第11章 橋	11-1
第12章 潜 水 橋	12-1
第13章 道 路	13-1
第14章 自転車歩行者専用道路	14-1
第15章 坂 路	15-1
第16章 階 段	16-1
第17章 安全施設	17-1
第18章 架空線類	18-1
第19章 河底横過トンネル	19-1
第20章 床 止 め	20-1
第21章 公園、緑地及び広場等	21-1
第22章 記念碑等の堤内盛土	22-1
第23章 水防倉庫	23-1
第24章 自記量水塔及び量水標	24-1
第25章 陸 閘	25-1
第26章 旧施設撤去	26-1
第27章 仮 設	27-1

第1章 総 則

1. 総 則

河川区域内における河川法第26条第1項に基づく工作物の新築、改築又は除却の許可に際しては、「河川管理施設等構造令」(昭和51年政令第199号)に定められる技術基準との適合性を審査するとともに、工作物の設置位置等については「工作物設置許可基準」(平成6年9月22日付け建設省河治発第72号による治水課長通達)、土木工学上の安定計算等の設計基準については「建設省河川砂防技術基準(案)計画編、調査編、設計編について」(平成9年5月6日付け建設省河計発第36号による河川局長通達)に基づいて、総合的に河川管理上必要とされる技術的な審査を行う必要がある。

本書は、許可にあたっての技術審査を容易とするために、工作物の種別毎にチェックリストを体系的にとりまとめ、もってより一層の適正かつ円滑な審査に資することを目的としている。

実際の審査に当たっては、より適切な河川管理が促進されるよう、このチェックリストに加えて河川毎に工夫を行うことを妨げるものではない。

2. 用語の説明

チェックリストにおいて、基準等を略称で表現しているので、下記を参考にされたい。

基準等の略称

- ・基準 → 工作物設置許可基準について
(平成6年9月22日建設省河治発第72号 治水課長通達)
最終改正平成14年7月12日国河治第71号
- ・基準〇〇解説 → 解説・工作物設置許可基準 河川管理技術研究会編
- ・令 → 河川管理施設等構造令
(昭和51年7月20日政令第199号)
最終改正平成12年6月7日政令第312号
- ・規則 → 河川管理施設等構造令施行規則
(昭和51年10月1日建設省令第13号)
最終改正平成12年11月20日建設省令第41号
- ・令局長通達 → 河川管理施設等構造令及び同令施行規則の施行について
(昭和51年11月23日建設省河政発第70号 局長通達)
最終改正平成10年1月23日建設省河政発第8号
- ・令課長通達 → 河川管理施設等構造令及び同令施行規則の運用について
(昭和52年2月1日建設省河政発第5号等 2課長通達)
最終改正平成11年10月15日建設省河政発第74号等 3課長通達
- ・令〇〇解説 → 改訂解説・河川管理施設等構造令 国土技術研究センター編
- ・河川砂防(設) → 建設省河川砂防技術基準(案)同解説 設計編
(平成9年5月6日建設省河計発第36号 河川局長通達)
- ・2Hルール → 堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について
(平成6年5月31日建設省河治発40号 治水課長通達)
- ・準 則 → 河川敷地の占用許可について
(平成11年8月5日建設省河政発67号等 事務次官及び局長通達)
最終改正平成17年3月28日国河政第139号
- ・樋門設計 → 柔構造樋門設計の手引き 国土開発技術研究センター編

第 2 章

堰

2-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 堰の名称・規模等のあらましを記載する。

7-1

工 作 物 名 称							
設置の必然性(目的) (基準第三)							
事業実施機関名	申請者						
予 定 工 期	平成	年	月	日 ～ 平成	年	月	日
規 模	堰	高	延	長	堰 の 種 類		堰 の 用 途
		m		m	可動堰（ 門）、ゴム引布製起伏堰 起伏堰、固定堰、その他（ ）		取水・分流・潮止 その他（ ）

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

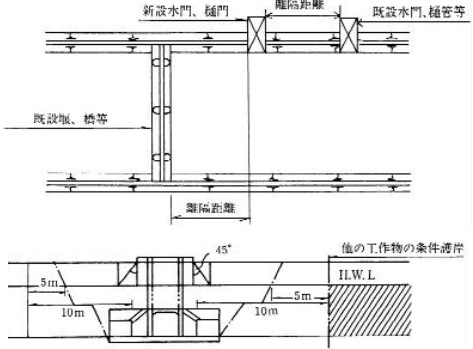
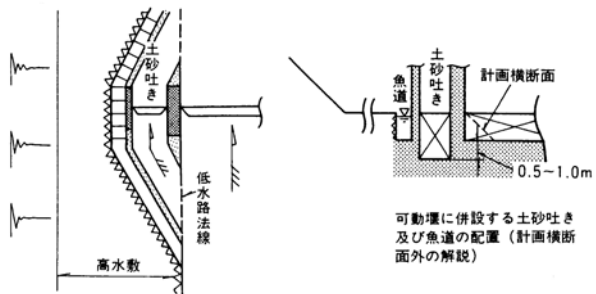
河 川 名	川水系	川	距離標	左岸	K	m
地 先 名	左 岸			右岸	K	m
	右 岸					

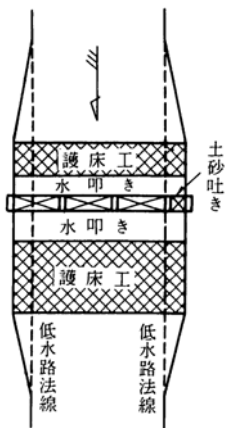
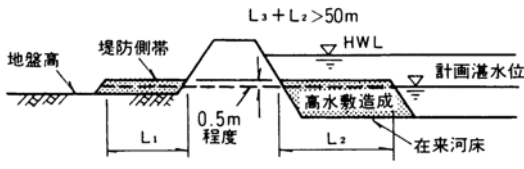
3) 設置河川の概要 堰設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

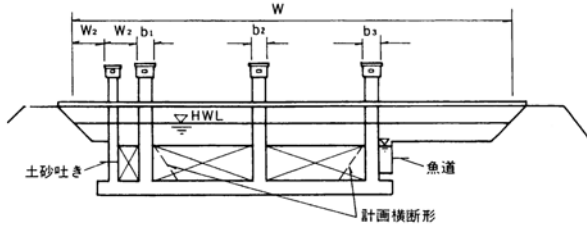
	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
設置地点の概況	左岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)				
	右岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)				
河川の諸元	計画高水流量	計画高水位	余裕高	計画堤防高	現況堤防高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最深河床高	計画堤防天端幅	計画の高水数高	現況高水数高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量		支川計画高水位		
	m ³ /s		m		
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河川環境管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)		自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：	

4) 審査事項

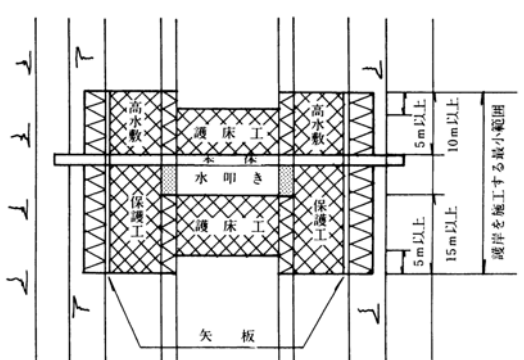
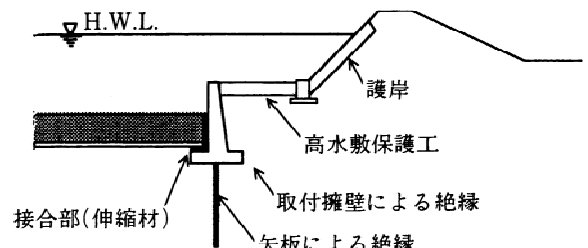
7-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第三・基準第四) (基準第五・一①) (基準第五・一②) (基準第五・二①)	(1) 位置決定の主な理由。 (2) 狭窄部、水衝部、支派川の分合流部をさせているか。 (3) 河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所をさせているか。 (4) 近接工作物はあるか。ある場合はそれに対する検討をしたか。 ・他の工作物との離隔は、堰の護岸に他の工作物の護岸長さを加えた長さ以上の離隔を確保した位置に設置するものとする。ただし、水門樋門等が隣接する箇所においては、統廃合の検討を十分行う。 		
(基準第四・二)	(5) 基礎地盤の安定の検討をしたか。		
2. 堰の平面形状 (基準第六・一①) (令第36条解説(1))	(1) 平面形状は直線となっているか。		
3. 方 向 (基準第六・一①) (令第36条解説(1))	(1) 方向は洪水時の流水の方向に直角か。		
4. 流下断面との関係 (令第37条) (令第37条解説1) (基準第三・二)	堰の固定部（固定堰） (1) 土砂吐き、魚道、舟通し等は流下断面外に設けられているか。 		
(令第37条ただし書) (令局長通達12) (令課長通達10(1)(2)(3))	(2) 令第37条ただし書き、やむを得ず(流下断面内に設ける場合)適用の場合 イ) 土砂吐き、舟通しの径間長に満たない可動部及び魚道等を無効河積として検討しているか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(令課長通達10(3)ロ) (令課長通達10(3)ニ) (令第37条解説3(1))	ロ) 阻害された河積は川幅の拡幅等の措置をしたか。 拡幅に伴う取付の例 		
(令課長通達10(3)ロ) (令第37条ただし書) (令課長通達10(1)) (令課長通達10(1)) (令課長通達10(1)) (基準第六・二③)	ハ) 計画高水位は高くないか。 (3) 令第37条ただし書き(山間狭窄部等)適用の場合 イ) 設置地点に堤防がなく堰上げ水位により上流部の堤防、家屋、農地等に影響がないか。 ロ) 堰の上流付近から越水し家屋、農地等に浸水しないか。 ハ) 上記影響の検討の場合は、基準に満たない径間長の土砂吐き、舟通し、魚道流筏路は無効河積として堰上げ水位の計算を行っているか。又、固定部を流下断面内に設けるときは、堰設置後の堰上流の河床の上昇も考慮しているか。 (4) 堰の計画湛水位は堤内地盤より低くなっているか。ただし漏水対策等の適切な措置を講じた場合はこの限りではない。		
(基準第六・二②)	 堰の湛水位が堤内地盤高より高く、堤防に常時水圧をかけることとなる場合の措置例		
(基準第六・二②)	(5) 堤内地の排水に影響はないか。		
5. 構造 (令第33条解説(2)③) (令第36条解説(2)①) (令第36条解説(2)③) (令第37条解説2) (河川砂防(設)7.2.3) (河川砂防(設)6.3.3) (河川砂防(設)7.2.2)	(1) 取付部の上下流を擁壁構造の護岸(取付擁壁)としているか。 (2) 取付擁壁は、本体及び水叩きとの接合部を絶縁し、伸縮材等にて取付けているか。 (3) 敷高 イ) 堰の敷高は河川整備基本方針の計画断面以下となっているか。 ロ) 敷高決定には、将来の上下流の河床変動による河床低下等を検討したか。 (4) 堰柱は極力小さくし、阻害率は10%以下か。 (5) 堰柱は楕円形(又は、これに類する形状)となっているか。 (6) 遮水工は設けられているか。 イ) 本体と水叩き端部及び取付護岸と連続しているか。 ロ) 根入れ長は満足しているか。 ハ) 鋼矢板で施工する場合は2m以上あるか。 (7) 水叩きは、水の勢いと揚圧力に充分耐えうる構造となっているか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(令第36条解説(2)②)	(8) 可動堰の固定部等は、流下断面内に設けていないか。 		
6. 可動部の 径 間 長 (令第38条1)	(1) 計画高水流量に対する径間長を満足しているか。 ① 500m ³ /s 未満 15m 以上 ② 500m ³ /s～2,000m ³ /s 未満 20m 以上 ③ 2,000m ³ /s～4,000m ³ /s 未満 30m 以上 ④ 4,000m ³ /s以上 40m 以上		
(令第38条2)	(2) 令第38条2項に該当しているか。		
(令第38条3)	(3) 令第38条3項に該当しているか。		
(令第38条4)	(4) 令第38条4項に該当しているか。		
(令第38条5)	(5) 令第38条5項に該当しているか。		
(令第38条5)規則第18条	(6) 令規則第18条を適用する場合、ゲート直高が2m以下でゲートの縦横比が10分の1となる値(15m未満の場合は15m)以上となっているか。		
(令第38条解説 2(2))	(7) 流量が500m ³ /s以上～2,000m ³ /s未満の場合で径間長が20mより著しく大きくなる場合(低水路幅が40m未満の場合等)の検討を行っているか。		
(令第38条1)	(8) 令第38条ただし書き(山間狭窄部等)の適用の場合、上記(1)～(7)によらない。		
7. 可動部の径 間長の特例 (令第39条1)	(1) 可動部を土砂吐き又は舟通しとして兼用している場合には令第39条1項の径間長は満足しているか。 ① 500m ³ /s未満 12.5m 以上 ② 500m ³ /s～2,000m ³ /s 未満 12.5m 以上 ③ 2,000m ³ /s～4,000m ³ /s 未満 15.0m 以上 ④ 4,000m ³ /s以上 20.0m 以上		
(令第39条2)	(2) 上記の場合に可動部の平均径間長は第38条第1項の径間長を満足しているか。		
(規則第19条)	(3) 令第39条2項に該当しているか。 ・規則第19条兼用部分以外の可動部の径間長がそれぞれ令第39条の表4欄の値を10m以上超える場合又は、ゲート縦横比が15分の1以下の場合。 ①500m ³ /s以下で、兼用部分を除く径間長が30m未満の場合は、12.5m以上 ②2,000m ³ /s以上で兼用部分を除く径間長が50m以上の場合は、1スパン増やすことができる。		
8. 可動部の ゲート高 (令第41条1)	(1) 引上げ時におけるゲートの下端の高さは計画堤防高又は現堤防高のいずれか高い方以上となっているか。		
(令第41条2)	(2) 起伏式ゲートの倒伏時の上端の高さは可動堰の基礎部の高さ以下となっているか。		
(令第42条2)	(3) 地盤沈下の恐れがある場合、引き上げ式ゲートの引き上げ時における下端の高さは、予想される地盤沈下等が考慮されているか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
9.ゲートの高さの特例 (令第42条解説1(1)②) (令第42条解説1(1)③) (令第42条解説1(1)④)	(1) 自己流量がおおむね500m ³ /s以下の場合及び本川の計画流量のおおむね10%以下の場合以外に背水区間の特例を適用していないか。 (2) 背水区間の特例の適用は流下物が少ないと認められる場合となっているか。 (3) 背水区間のゲートの引上時の下端の高さは下記のうちの高い方の高さとなっているか。 イ) 本川H. W. L以上 ロ) 自己流水位に自己流の余裕高を加えた高さ。		
10.起伏式ゲートの構造 (基準第六一②) (規則第21条解説4) (令第40条解説) (規則第21条一) (規則第21条二) (令第40条解説1(1)①) (令第40条解説1(1)②)	(1) 起伏堰(ゴム引布製を除く)を計画高水流量が大きい重要区間又は河床勾配が急な区間もしくは河床材料の粒度が粗い箇所に計画していないか。 ・不完全倒伏を仮定した場合の洪水流下上の障害及びその対策を検討する。 (2) ゲートの起立時の上端の高さは計画河床と計画高水位との1/2以下となっているか。 (3) ゲートの直高は3m以下になっているか。 (4) ゲートは引き上げ式のローラゲート(片づり形式のものは除く)及び起伏式ゲート(鋼製転倒ゲート及びゴム引布制ゲート)としているか。 (5) ゲートの開閉装置は、原則電動機(電動油圧式を含む)による構造のものとし、予備動力装置として自家発電装置を備えているか。		
11.管理施設 (令第43条解説1(2)) (令第43条解説1(2)) (令第43条解説1(1)③) (令第43条解説1(3)) (令第43条解説1(1)①②) (令第43条解説1(1)③)	(1) 堰の管理橋の幅員は、3m以上であるか。 (2) 設計荷重は適切か。 (3) 高水敷部分にかける管理橋の径間長は令第63条1項の径間長を満足しているか。 (4) 桁下高は、令第64条の規定を満足しているか。 ・「堰と兼用を兼ねる橋」(兼用部分)に該当し、令第63条(橋の径間長)の適用はない(河岸又は堤防と直近の堰柱との間に設ける管理橋も含む) ・兼用部分以外で高水敷に橋脚が設けられる場合、兼用部分以外の部分は、極力令第63条の規定を準用する。		
12.護床工等 (令第44条) (令第34条解説2) (河川砂防(設)6.2.7) (令第34条解説2) (河川砂防(設)6.2.7) (基準第六一④) (河川砂防(設)6.3.2)	(1) 堰の上下流には洗掘防止の護床工又は高水敷保護工が設けられているか。 (2) 高水敷保護工の幅は10m程度あるか。 (3) 高水敷保護工は落差工の上下流の護床工の範囲以上あるか。 (4) 堤防先までの範囲が15m以内のときは法先まであるか。 (5) 護床工は、原則として屈とう性を有する構造としているか。 (6) 環境に配慮した構造となっているか。 (7) 水叩き長は、参考値として次の式により算出している。 W 計算式 (RAND公式 1995) $W/D = 4.3 (hc/D)^{0.81} hc: 限界水深(m), D: 落差高(m)$		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(河川砂防(設)6.3.2) (河川砂防(設)6.3.2) (河川砂防(設)6.3.3)	(8) 上流側護床工の長さは計画高水位時の水深程度以上の長さとなっているか。 (9) 下流側護床工の長さは跳水発生区間(護床工A)に整流区間(護床工B)を加えた長さ以上となっているか。 (10) 床版、水叩き等には、遮水矢板が設置されているか。 ・参考値として次の式により算出している。 計算式(レインの式) $C \leq (L / 3 + \Sigma 1) / \Delta H$ C: クリープ比, L: 水平方向の浸透路長(m), $\Sigma 1$: 鉛直方向の浸透路長(m), ΔH: 内外水位差(m)		
13. 護 岸 等 (令第44条) (規則第22条) (令第35条解説2①を準用する) (規則第16条一) (規則第16条三) (規則第16条解説1) (基準第三・四) (令第35条解説1)	(1) 堰の設置に伴う護岸は下記のとおりか。 イ) 上流側は護床工の上流端から5m以上、本体上流端から10m以上となっているか。 ロ) 下流側は水叩き下流端から15m、護床工の下流端から5m以上となっているか。 ハ) 高水護岸の高さは計画水位以上となっているか。 ニ) 高水護岸は落差工の上下流の護床工の範囲以上あるか。 (2) 堰本体及び上下流水叩きの区間は擁壁構造か。 護岸の範囲  床止めの取付護岸の範囲 (令第33条解説2(3)) (3) 高水護岸の基礎 落差工本体と堤防が接近している場合等は、必要に応じて堤防基礎部を矢板で補強しつつ落差工本体と堤防とを絶縁する等の対策を講じているか。  図 1-17(a) 横断形状(取付擁壁+高水敷保護工)		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
14. 魚 道 (基準第六・一③) (令第35条) (河川砂防(設)7.2.8.3) (令規則第16条(2)②)	(1) 魚類の遡上・降下環境に配慮した構造となっているか。 (2) 呼び水水路は設置されているか。 (3) 魚道の構造は予想される水位変動に対応したものとなっているか。 (4) 魚道及び呼び水水路の流量及び流速は、対象とする魚種の習性(産卵、巡航速度)に配慮したものとなっているか。		
15. 操 作 管 理 (基準第三解説) (令第40条解説2(2)) (令第40条解説2(3))	(1) 操作・管理の方法は明らかにしているか。 (2) 主ゲートの保守点検のための予備ゲートは設けているか。 (3) ゲート操作の動力には非常時用の予備発電等があるか。		
16. そ の 他 (河川砂防(設)7.2.8.4) 令第43条解説2	(1) 付属設備が適切に設けられているか。 (管理所・警報設備・水位観測設備、照明設備、管理用階段等) (2) ゲートの操作あるいは自動倒伏により、下流区間の水位上昇の程度に応じて、監視・警報設備等が適切に配慮されているか。		

第 3 章

水 門

3-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 水門の名称・規模等のあらましを記載する。

5-1

工 作 物 名 称				
設置の必然性(目的) (基準第三)				
事業実施機関名	申請者			
予 定 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
規 模	敷 高	延 長	断 面 及 び 門 数	排 水 量
	m	m	m × m × 門	m ³ /s

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

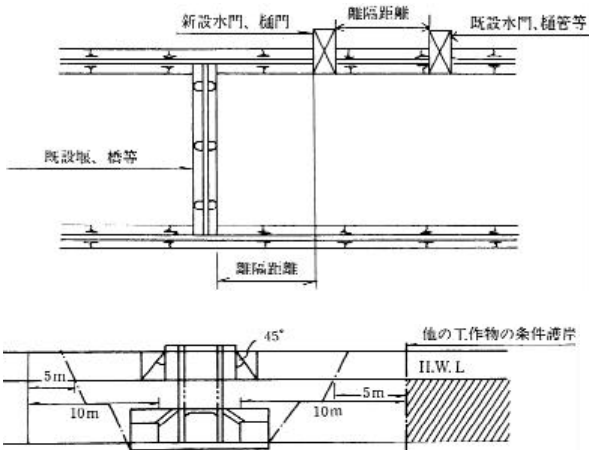
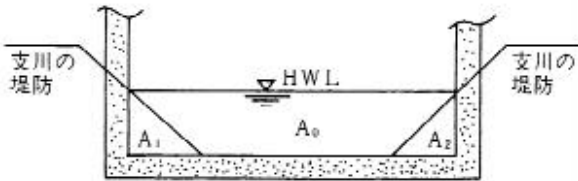
河 川 名	川水系 川 距離標 左右岸 K m			
地 先 名				

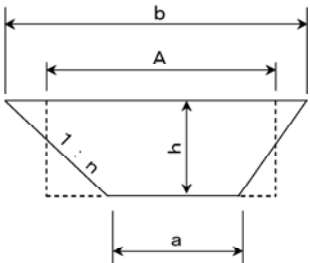
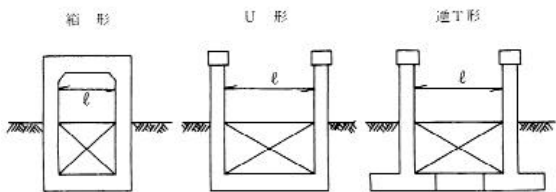
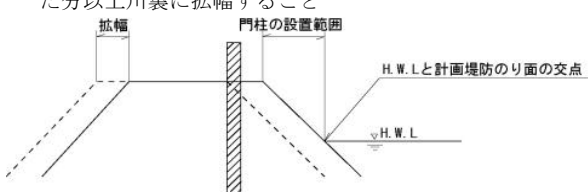
3) 設置河川の概要 水門設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

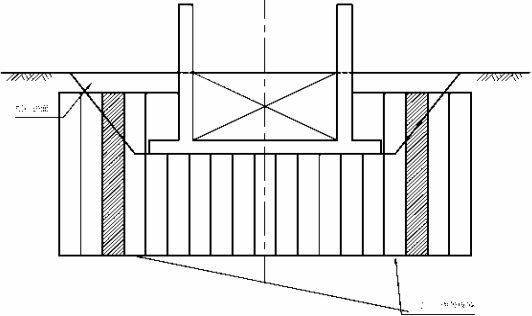
設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	左岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)				
	右岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)				
	支 川	自己堤、セミバック堤、その他			
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計 画 堤 防 天 端 幅	計 画 の 高 水 敷 高	現 況 高 水 敷 高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量		支川計画高水位		
	m ³ /s		m		
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)		自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：	

4) 審査事項

5 - 2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第三・基準第四) (基準第九①) (基準第七・一①) (基準第七・一②) (基準第七・二①)	(1) 位置決定の主な理由。 (2) 合併統廃合の検討をしたか。 (3) 水衝部はさけているか。 (4) 河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所はさけているか。 (5) 近接工作物はあるか。ある場合はそれに対する検討をしたか。 ・他の工作物との離隔は、水門の護岸に他の工作物の護岸長さを加えた長さ以上の離隔を確保した位置に設置するものとする。ただし、水門樋門等が隣接する箇所においては、統廃合の検討を十分行う。		
(基準第七・二②) (基準第八・二②) (基準第九②)	 (6) 基礎地盤が軟弱な箇所はその対策を検討をしたか。 (7) 堤防又は基礎地盤に漏水履歴がないか。 (8) 他の利水及び河川利用の状況に配慮しているか。		
2. 方 向 (基準第八・一①)	(1) 方向は本川堤防法線に直角か。		
3. 断 面 (令第48条1)	(1) 断面の決定根拠は。 ・支川において、本川の背水等の影響を軽減する目的で設置する水門については、その断面積は次によるものとする。 ①水門設置地点における支川の計画高水以下の計画河道断面積が、水門断面積と比較して、1 : 1.3以内の場合には、端橋脚の内側は、支川の計画高水位と堤防の交点の位置とする。 ②上記の断面積の比率が1 : 1.3以上となる場合には、それが1 : 1.3となるまで水門幅を縮小することができる。(A ₀ + A ₁ + A ₂) A ≥ 1.3となるときは橋脚位置を1.3倍になる迄、水門の総幅員を縮小することができる。		
			

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(令第48条1)	※下図のような台形の場合は、$A \geq 1.3(A+n+h)$ で求めることができる。 なお、$A > b$ となるときの水門の径間長は b とすることができる。  A: 河積による必要径間		
(令第48条1)	(2) 水門の位置は、現状及び計画の流下断面内に設けていないか。		
4. 敷 高	(1) 敷高の決定根拠は。 (2) 河川の連続性に問題はないか。 (3) 堆積土砂等の排除に支障がないか。		
5. 構 造 等	(1) 水門本体 イ) 本体の形式 箱形、U形、逆T形のいずれかとなっているか。 ・水門の本体の形式は、原則として下図より選定する。形式の選定に当っては、地質条件・構造的・施工性・経済性等を考慮して決定するが、各形式に対するおおよそのスパン長は、箱形・$\leq 10\text{m}$、U形$10 \leq \leq 20\text{m}$、逆T形$20 \leq$としている事例がある。  箱形 U形 逆T形 ロ) 形式決定の根拠は。 ハ) カーテンウォールはあるか。 その天端高は計画堤防及び現堤防高のいずれか高い方の高さ以上となっているか。カーテンウォールとゲートの水密性は十分か。 ニ) 門柱の位置は、堤防法線とH. W. Lの交点の範囲にあるか。 また堤防法線より裏側に設けた場合は、川裏に拡幅してあるか。 ・門柱の位置 原則として門柱はH. W. Lと計画堤防法面との交点と堤防法線との間に設ける。ただし、門柱をこの範囲に設けることができない場合は、法線より裏側に引き、天端幅を引いた分以上川裏に拡幅すること。 		
補足説明			

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(河川砂防(設)7.2.1.4) (令第49条) (令第50条) (令第50条解説(3)) (令第50条解説(3)) (令第50条解説(1)②) (河川砂防(設)9.2.1.5) (河川砂防(設)9.2.3) (河川砂防(設)9.2.3) (河川砂防(設)9.2.3) (河川砂防(設)9.2.2.2) (河川砂防(設)9.2.4) (河川砂防(設)9.2.4)	・門柱の高さ 門柱の天端高は、ゲートの全閉時のゲート下端高にゲートの高さ及びゲートの管理に必要な高さを加えた値とする。 ゲートの管理に必要な高さは、床版厚と保守点検等に必要な余裕代を加えた値であり、余裕代は1.0m以上とする。 ホ) 河川を横断して設ける水門の場合径間長は満足しているか。 (2) 門扉 イ) 門扉の構造形式と決定根拠は。 ロ) 開閉装置の動力は。 ハ) 予備動力はあるか。 ニ) 予備ゲート又は角落としはあるか。 ホ) 操作室の位置は。 (3) 水叩工 イ) 鉄筋コンクリート構造となっているか。 ロ) 長さは翼壁と同じとなっているか。 ハ) 床板との継手は水密でかつ不同沈下にも対応できる構造となっているか。 (4) 翼壁 イ) 自立構造となっているか。 (5) 遮水工は設けられているか。 イ) 水平方向に用いるものは可とう性を有する構造となっているか。 ロ) 根入れ長は満足しているか。  水平方向（堤防縦断方向）のしゃ水鋼矢板		
6. 護 岸 等 (令第53条・規則第25)	(1) 樋門及び床止めの護岸に準じているか。		
7. 階 段 (河川砂防(設)9.2.9.2)	(1) 川表川裏の堤防法面に管理用の階段があるか。		
8. 操 作 管 理 (基準第三解説)	(1) 操作・管理の方法は明らかにしているか。		
9. 付 属 設 備 (河川砂防(設)9.2.9.2)	(1) ゲート操作台、上屋、水位計を設置するとともに、必要に応じて照明設備、CCTVによる監視設備等が設置されているか。 ・安全への配慮については、第17章「安全施設」に準ずる。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
10. 管理用通路 令第52条解説3 令第52条解説4	(1) 管理橋の幅員については、3 m以上5. 5 m (2車線相当) とすることが望ましいが、点検・修繕時等の作業形態及び通常時利用形態を考慮の上、決定しているか。 (2) 設計荷重については、通常T-20を見込むものとするが、管理橋の利用形態を考慮し、想定される荷重に対し安全な荷重を考慮しているか。		
11. ゲート 令第50条1, 2	(1) 十分な水密性が確保され鋼構造又はこれに準ずる構造であるか。		

第 4 章

槌 門

4-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 樋門の名称・規模等のあらましを記載する。

7-1

工 作 物 名 称				
設置の必然性(目的) (基準第三)	目 的			
事業実施機関名	申請者			
予 定 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
規 模	敷 高	延 長	断 面 及 び 門 数	取水量又は排水量
	m	m	H m×W m× 門	取水、排水 m ³ /s

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

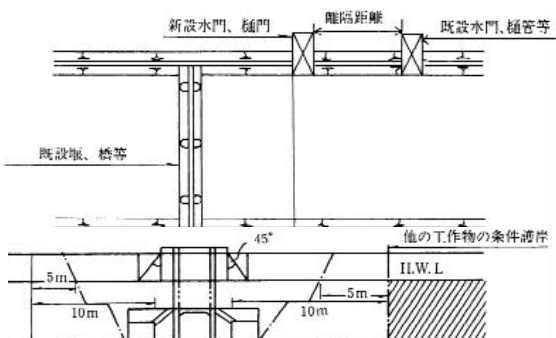
河 川 名	川水系	川 距離標	左・右岸	K	m
地 先 名					

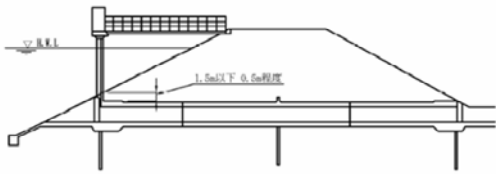
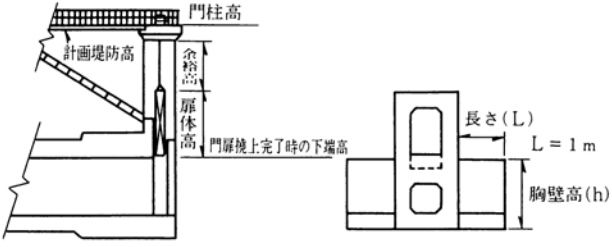
3) 設置河川の概要 樋門施設地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	左岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)				
	右岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)				
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計 画 堤 防 天 端 幅	計 画 の 高 水 敷 高	現 況 高 水 敷 高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量	支川計画高水位			
	m ³ /s	m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：		

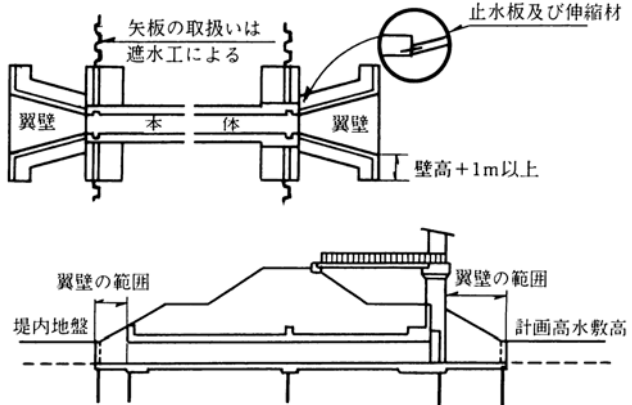
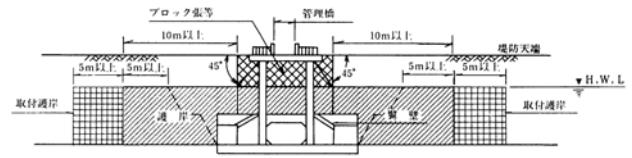
4) 審査事項

7 - 2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第三・基準第四) (基準第九①) (基準第七・一①) (基準第七・一②) (基準第七・二①)	(1) 位置決定の主な理由。 (2) 合併統廃合の検討をしたか。 (3) 水衝部はさけているか。 (4) 河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所はさけているか。 (5) 近接工作物はあるか。ある場合はそれに対する検討をしたか。他の工作物との離隔は、樋門の護岸に他の工作物の護岸長さを加えた長さ以上の離隔を確保した位置に設置するものとする。ただし、水門樋門等が隣接する箇所においては、統廃合の検討を十分行う。 		
(基準第七・二②) (基準第八・二②) (基準第九②)	(6) 基礎地盤が軟弱な箇所はその対策を検討をしたか。 (7) 堤防又は基礎地盤に漏水履歴がないか。 (8) 他の利水及び河川利用の状況に配慮しているか。		
2. 方 向 (基準第八・一①)	(1) 方向は本川堤防法線に直角か。		
3. 敷 高 (河川砂防(設)8.1.1) (基準第八・一②) (令第47条2) (河川砂防(設)8.2.1)	(1) 敷高の決定根拠は。 (2) 河川の連続性に問題がないか (3) 堆積土砂等の排除に支障がないか。 (4) 用水樋門のポンプ呑口の敷高は将来の河床変動に対する配慮がされているか。		
4. 取 水 量 (河川法施行規則 第11条2項参照) (令第47条解説2)	(1) 取水量決定根拠。 (2) ポンプ取水の場合 イ) 流量計の位置、形式等が図面に明示されているか。 ロ) 必要用水以上の取水ができない設計になっているか。		
5. 排 水 量 (令第48条1)	(1) 排水量決定根拠。		
6. 断 面 (令第47条解説2) (令第48条1) (令第48条解説3) (令第49条解説2) (河川砂防(設)8.2.1)	(1) 断面は1m以上となっているか。 (2) 断面決定の根拠は。 ・ 樋門余裕高は、計画高水流量が50m ³ /s未満については0.3m、50m ³ /s以上については0.6mを標準とする。但し、計画流量が20m ³ /s未満の場合は、計画流量が流下する断面の1割を内法幅で除して得られる値以上とすることができる。 ・ 2連以上の樋門の径間長は、内法幅を5m以上とする。但し、内法幅が内法高の2倍以上となるときはこの限りではない。 (3) 函渠内流速は適切か。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
8. 樋門樋管本体 (樋門設計6.1.3) (樋門設計6.1.9) (樋門設計7.6.4) (樋門設計6.1.4) (基準第八・二②解説) (樋門設計7.4.3) (令第47条1) (樋門設計7.14.1) (樋門設計7.14.1) (樋門設計7.14.2) (河川砂防(設)8.3.2)	(1) 樋門の長さは堤防を著しく切り込む構造とならないか。 ・(胸壁高は0.5m程度とする。)胸壁が護岸の基礎として機能することを考慮して0.5m程度とするが、やむを得ない場合であっても1.5m以下とする。  (2) 樋管本体と一体とした遮水壁を設け、その構造は幅及び高さが1m以上としているか。 (3) 函体のスパン長は、最大20m程度以下としているか。 (4) 継手の位置は堤防の中央部を避けているか。 (5) グラウトホール・沈下板を設置しているか。 (6) 函体は、鉄筋コンクリート構造もしくはこれに準じた構造となっているか。 (7) 函体の最小部材厚 イ) 現場打ちコンクリートは、35cm以上となっているか。 (内空1m程度の小規模樋門で部材厚30cmとする場合は、鉄筋のあきの確保、施工上のデメリットおよびプレキャスト函体の採用を検討) ロ) プレキャストコンクリートは、20cm以上となっているか。 ハ) 鋼管は、8mm以上となっているか。 ニ) ダクタイル鋳鉄管は、10mm以上となっているか。 (鋼管、ダクタイル鋳鉄管の場合は防食の検討がされているか) (8) 排水機場に接続する函体は、内圧の検討がなされているか。		
9. 門柱及胸壁 (樋門設計6.1.6) (樋門設計6.1.5) (樋門設計6.1.7) (樋門設計6.1.3) (樋門設計6.1.6) (樋門設計6.1.6)	(1) 門柱及び胸壁は樋門本体と一体となっているか。 (2) 門柱の高さ(管理橋の桁下高)は計画堤防高さ以上又は門扉捲上完了時の下端高に扉体高及び余裕高を50cm程度加えた高さ以上になっているか。 (3) 胸壁の高さは堤防法面内であり、長さは1m程度となっているか。 (4) 胸壁は逆T型で底版幅は高さの1/2以上となっているか。  (5) 胸壁の高さは、堤防を最小限の切り込みとなるよう設定されているか。 (6) 門柱底部戸当り面は、原則として函体底板と同一平面となっているか。 (7) 門柱部の戸当りは、取り外し可能な方式とし、ゲートが取り外せるようになっているか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
10. ゲート操作台 (河川砂防(設) 9.2.1.5) (樋門設計6.1.8) (河川砂防(設)8.2.1.4) (河川砂防(設)8.2.1.4)	(1) ゲート操作台は、開閉機の設置とゲート操作に必要な広さを有しているか。 (2) ゲート操作台には、上屋を設けているか。上屋は操作の確実性の確保を基本に下記のものについては、原則として設置するものとする。 ・開閉装置の形式がラック式・スピンドル式及びワイヤーロープ式等で開閉動作を動力によって行う設備はすべてとする。また手動によって行う設備は次のいずれかに該当する場合とする。 ①操作員の住居地区から遠隔（おおむね500m以上）にあり、附近に適当な待避施設がない場合。 ②塵埃、雪害、煙害、塩害及びいたずら等の被害を受ける恐れがあり、保護する必要があるもの。 ③①の場合で構造上設置が不可能なもの及び樋門の規模、操作頻度も考慮し別途、他の場所で待避できる施設を考慮することができる。 (3) ゲート操作台は門柱と一体の構造として設計しているか。 (4) ゲート操作台には、手摺り及び管理橋支承を設けているか。		
11. 遮 水 工 (河川砂防(設)8.2.4) (河川砂防(設)8.2.4) (河川砂防(設)8.2.4) (樋門設計6.3) (樋門設計6.3) (樋門設計6.3) (樋門設計6.3)	(1) 遮水工の鉛直・水平長は満足しているか。 (2) 鋼矢板を使用しているか。 (3) 可とう矢板は設けられているか。 (4) 鋼矢板の施工が困難なとき、コンクリートのカットオフとしているか。 (5) 胸壁の両側には、コンクリート部に接続して同高で遮水矢板があるか。 (6) 遮水矢板長は、矢板間隔の1/2以内、2 m以上としているか。 (7) 浸透路長は、確保されているか。		
12. 門 扉 (令第50条解説(2)) (令第50条解説(1)) (令第50条解説(1)②) (令第50条解説(5)) (令第50条解説) (令第50条3)	(1) 川表は鋼製引上げ式となっているか。 ・ゲートの形式は原則として鋼製引上げゲート(スライドゲート・ローラーゲート)とする。 ・ゲートの選定にあたっては、巻き上げ時手動力、開閉時間及び巻上荷重等を考慮し選定する。 (2) フラップゲート・マイターゲートの場合の理由付けが明確となっているか。 ・以下の全ての条件を満たす場合は、フラップゲート・マイターゲートとする。 ①治水上著しい支障を及ぼす恐れがない。 ②人為的操作が著しく困難又は不相当と認められる場合。 ③構造上川裏の予備ゲート又は角落し等によって容易に外水を遮断できる構造。 (3) 予備ゲート又は角落しがあるか。 (4) ゲートストッパーは設置されているか。 (5) ゲート引き上げ完了時のゲート下端高は樋門の頂板内面高以上としているか。 (6) 内外水位に対して適切な構造であるか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
13. 翼 壁 (樋門設計6.2) (河川砂防(設)8.2.2.2) (河川砂防(設)8.2.2.2) (樋門設計6.2)	(1) 翼壁は自立構造であり本体と分離しているか。 また、その継手は、可とう性のある止水板及び伸縮材を使用し、水密性を確保しているか。 (2) 翼壁の端部は壁高+1m程度の巻き込みをしてあるか。 (3) 翼壁の範囲は堤防を十分保護できるよう法尻までのばしているか。  (4) 天端幅は、函体の最小部材厚以上かつ35cm以上としているか。 (5) 翼壁のタイプはAタイプ (U型構造) かBタイプか。(逆T構造) (Aタイプ 標準) Bタイプの場合は縦断方向に遮水矢板が配置されているか。		
14. 水 叩 き (河川砂防(設)8-2-3) (樋門設計6.5)	(1) 水叩きは翼壁の範囲まで施工しているか。 (2) 水叩き先端部には流水による洗掘及び遮水工との接続に配慮した構造か。 (3) 鉄筋コンクリート構造としているか。		
15. 護 岸 等 (規則第25条解説2) (令第53条) (令第65条解説2⑤) (基準第三・四)	(1) 樋門の上下流には原則として10m (翼壁端の内面からの距離) 又はH. W. L. 位置の堤防開削幅+5mのいずれか長い方以上の護岸があるか。 (2) 計画高水位以上の高さになっているか。 (3) 樋門の設置に伴い流水が著しく変化する区間は堤防天端高以上の護岸が設けられているか。 (4) 河川環境に配慮した護岸となっているか。 (5) 必要に応じ護床工を設けているか。 		
16. 階 段 (樋門設計6.8) (河川砂防(設)8-2-9-2) (基準第三十二・一)	(1) 川表、川裏の堤防法面に管理用の階段があるか。 ・ 階段工は第16章階段によること。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
17. 管 理 橋 (樋門設計6.1.11) (河川砂防(設)8-2-9-1) (令第64条) (樋門設計6.1.11) (樋門設計6.1.11) (樋門設計6.1.11)	(1) 管理橋の幅員は1 m以上あるか。 (2) 桁下高は、計画堤防高以上か。 (3) 管理橋には、高さ110cm以上の高欄を設けているか。 (4) 門柱側の支承には落橋防止装置を設けているか。		
18. 操 作 管 理 (基準第三解説)	(1) 操作・管理の方法は明らかにしているか。		
19. 附 属 設 備 (河川砂防(設) 8.2.9.2)	(1) 付属設備が適切に設けられているか。 (量水標・防護柵・水位計・照明・電気配線・その他) ・安全性への配慮については、第17章「安全施設」に準ずる。		
20. 函体端部の 構造 (河川砂防(設)8.2.1.2.4)	(1) 函体の厚さが50cm以下の場合は、端部補強されているか。 (2) 川裏側等には、角落としのための戸溝を設けているか。		
21. 二連以上の 函渠の端部断面 (河川砂防(設)8-2-1-2-6)	(1) 二連以上の函体端部の通水断面は、中央部の通水断面と同一としているか。		
22. 継手 (樋門設計6.1.4) (河川砂防(設)8-2-1-2-3) (樋門設計7.6.7)	(1) 継手構造は、函体構造との適合性を考慮し、水密性と必要な可撓性を確保しているか。 イ) カラー継手とする場合 ① 幅は断面に関わらず1.0mとしているか。 ② 函体とカラーの間には、伸縮目地材として弾力性のある材料を填充しているか。 ロ) 鋼管の場合 ① ベルローズタイプとし、管体の接合は溶接またはフランジ接合としているか。 ハ) ダクタイル鋳鉄管の場合 ① 伸縮性と可撓性を持ち、離脱防止機能を有している構造となっているか。(S型)		
23. 扉室 (河川砂防(設)8-2-1-2-5)	(1) 堤外水路が暗渠構造の場合は、堤外水路の暗渠と樋門の管体を接続する扉室を設けているか。 (2) 扉室は、鉄筋コンクリート構造とし、函体、門柱、胸壁と一体構造としているか。 (3) 維持管理のためのマンホールやタラップを設けているか。 (4) 扉室と堤外水路の暗渠との接合部は、水密性を有し、かつ暗渠の変位にも対応できる構造としているか。		
24. 遮水壁 (樋門設計6.1.9) (河川砂防(設)8-2-1-5) 土木構造物設計マニュアル (Ⅲ胸壁・しゃ水壁)	(1) 堤防断面が大きい場合や遮水矢板が長くなる場合は、遮水壁を2箇所以上設けているか。 ・ 函体と一体の構造とし、その幅は原則として1.0m以上とする。 ・ 背後地が高い場合や函体の土被り高さが低い場合などでは遮水壁の高さを1m以下とすることができる。 ・ 遮水壁の厚さ及び底板幅は、広幅矢板の採用を考慮し50cmを標準とする。 ・ 配筋は、D13mmを250mm以下の間隔に挿入することを標準とする。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
25. ゲート開閉 機器、操作 (河川砂防(設)8-2-1-6-3)	(1) ゲートの開閉装置は、電動機としているか。 (2) 手動装置等の予備装置を備えているか。(自重落下等が可能か)		
『参考』	胸壁 ・樋門における川裏胸壁及び翼壁については、背後地盤が高く掘込河道の場合もしくは、背後地盤が計画高水位より低い場合でも、堤内地側の取付け水路の構造が暗渠形式のときは、設置しなくてもよいものとしている。		

※『参考』については、河川特性、設置位置の状況及び環境等に応じて判断するものであり、必要に応じて審査項目の対象とする。

第 5 章

水 路

5-1 審査チェックリスト

樋門等に接続されている水路の場合で主たる工作物に記載されている項目は記載する必要はない。

1) 工作物の概要 水路の名称・規模等のあらましを記載する。

3 - 1

工 作 物 名 称								
設置の必然性(目的) (基準第三)								
事業実施機関名	申請者							
予 定 工 期	平成	年	月	日	～ 平成	年	月	日
規 模	幅	深	さ	延	長			
	m	m		m				

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河 川 名	川水系	川	距離標	左・右岸	K	m
地 先 名						

3) 設置河川の概要 水路施設地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	高潮区間、背水区間、普通区間、その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、堀込み河道、山間狭窄部				
河川の諸元	計画高水流量	計画高水位	余裕高	計画堤防高	現況堤防高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最深河床高	計画堤防天端幅	計画の高水敷高	現況高水敷高	
	m	m	m	m	
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河川環境管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)		自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：	

3 - 2

– 5–2 –

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(基準第十一③解説) (基準第十一③解説) (河川設計3.2.7.7) (4) (基準第三・四) (基準第十一③解説)	(2) 横断方向水路（開水路） イ）水路の法勾配は極力緩くなっているか。 ロ）水路天端高は現況高水敷高及び河川整備基本方針の計画断面より高くなっていないか。 ハ）水路の周囲には高水敷保護工が設けられているか。 ニ）河川環境に配慮した護岸となっているか。  (望ましくない形式) (望ましい形式)		
4. 施 設 管 理 (基準第三解説)	(1) 管理の方法は明らかにしているか。		

第 6 章

揚水機場及び排水機場

6-1 審査チェックリスト

樋門部分は「第4章 樋門」によること。

1) 工作物の概要 揚排水機場の名称・規模等のあらましを記載する。

3-1

工 作 物 名 称				
設置の必然性(目的) (基準第三)	目 的			
事業実施機関名	申請者			
予 定 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
規 模	かんがい面積	集水面積	樋門の断面及び延長	
	ha	km ²	幅 m×高 m	連延長 m
	取水 量	排水 量	ポンプ 型 式	
	m ³ /s	m ³ /s		

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

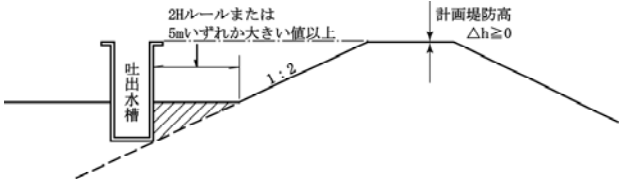
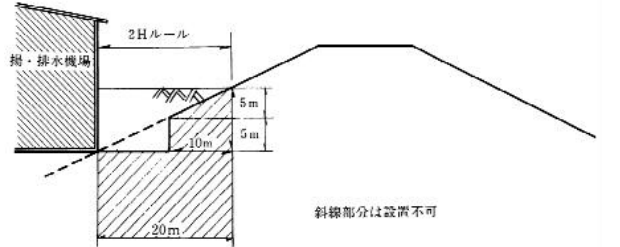
河 川 名	川水系 川 距離標 左・右岸 K m
地 先 名	

3) 設置河川の概要 揚排水機場設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間、高潮区間、背水区間 その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部				
河 川 の 諸 元	計画高水流量	計画高水位	余裕高	計画堤防高	現況堤防高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最深河床高	計画堤防天端幅	計画の高水数高	現況高水数高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量	支川計画高水位			
	m ³ /s	m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河川環境管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地			拠点地区：

4) 審査事項

3-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第十一) 令第54条解説	(1) 水門、樋門及び管類等の設置位置の選定基準に合っているか。		
2. 取 水 量 (河川法施行規則 第11条2項参照)	(1) 取水量決定の根拠は。 (2) ポンプ取水の場合 イ) 流量計の位置、形式等が図面に明示されているか。 ロ) 必要水量以上の取水ができない設計になっているか。		
3. 排 水 量 (河川法施行規則 第11条2項参照) 令第54条解説	(1) 排水量決定の根拠 (2) 排水が本川に対して悪影響を及ぼさないか検討しているか。		
4. 揚排水機場の 吐出水槽等 (令第55条2) 2Hルール (令第54条解説)	(1) 吐出水槽及び接合井の上端の高さは計画堤防高以上か。 (2) 機場及び吐出水槽・接合井は堤防法尻からの離れは十分か。 ・吐出水槽・接合井の位置  ・揚・排水機場の位置  (3) 排水機場(揚水機場)は吐出水槽(接合井)、樋管本体と絶縁構造となっているか。 (4) 吸水槽の前に沈砂池・スクリーンを設置しているか。 (5) 吐出水槽その他の調圧部はRC構造またはこれに準ずる構造か。		
5. 揚排水機場 の防振対策 及び設置高 (基準第十一①(イ)解説2) (基準第十一①(ロ)解説) (基準第十一①(ハ)解説) (河川砂防(設) 11.2.5.6)	(1) 機場と吐出樋管の防振対策はされているか。 (2) 主原動機(ディーゼルエンジン)の防振対策はされているか。 (3) 主原動機と建屋(ポンプ)の共振対策はされているか。 (4) 内水の湛水及び外水の侵入越水等によって運転に支障をきたさないか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
6. 流下物の 排除施設 令第56条	(1) 揚排水機場の呑口部には沈砂池、スクリーン、その他の適当な流下物排除施設が設置されているか。		
7. 操 作 管 理 (基準第三解説)	(1) 操作・管理の方法は明らかにしているか。		
8. 吸水槽 (河川砂防(設) 11.2.2.2.2)	(1) 形状は断面が急変せず、流水の乱れが生じないか。		
9. その他 (河川砂防(設)11.1) 河砂基準(設)11.2.9 「揚排水ポンプ設備技術基準 (案)同解説」第5条解説7	(1) 吐出管端部に自動閉塞する逆流防止弁を設けられているか。 (2) 必要に応じて、水位計、照明灯、消火設備等を設けているか。 ・直轄排水機場は、内水の湛水及び外水の侵入越水等によって運転に支障をきたすことのない様にポンプ場自体を水密構造もしくは、床面を内水の最高水位より高く設置するものとする。 又外水位H. W. L以上の設置の可能性についても検討するものとする。尚、許可排水機場は許可申請者の意向によること。		

第 7 章

取 水 塔

7-1 審査チェックリスト

集水方法が、集水埋渠による場合は、「第10章 集水埋渠」のチェックリストも作成すること。

1) 工作物の概要 取水塔の名称・規模等のあらましを記載する。

3-1

工 作 物 名 称				
設置の必然性(目的) (基準第三)				
事業実施機関名	申請者			
予 定 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
規 模	取 水 塔 の 形 状	集 水 方 法	ポ ン プ の 形 式	取 水 量
	m			m ³ /s

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

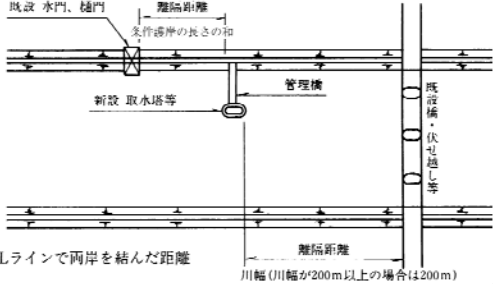
河 川 名	川水系 川 距離標 左・右岸 K m
地 先 名	

3) 設置河川の概要 取水塔設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部				
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計 画 堤 防 天 端 幅	計 画 の 高 水 数 高	現 況 高 水 数 高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量	支川計画高水位			
	m ³ /s	m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：		

4) 審査事項

3-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第三・基準第四) (基準第十三・一①) (基準第十三・一②) (基準第十三・二①) (基準第十四・二①) (令第62条解説) 補足説明 (令第58条解説) 規則第26条解説	(1) 位置決定の主な理由。 (2) 狭窄部、水衝部、支派川の分合流部はさけているか。 (3) 河床の変動が大きい箇所、みお筋の不安定な箇所はさけているか。 (4) 近接工作物はあるか。ある場合は、それに対する検討を行ったか。  (5) 堤防又は河岸からの距離は、橋の基準径間長に相当する長さがあるか。 (6) 表流水取水は過去及び将来の状態の変化や水位変化等を踏まえて取水が可能か検討されているか。 (7) 伏流水取水は表流水との関係、水量、水質の状況、既設取水および周辺地下水利用等との関係等が十分調査されているか。 (8) 最小水深2m以上が確保されているか。 (9) 取水塔の位置は令第63条による基準径間長以上を堤防より離しているか。		
2. 取 水 量 (河川法施行規則 第11条2項参照)	(1) 取水量決定の根拠はあるか。 (2) 流量計の位置、形式等が図面に明示されているか。 (3) 必要水量以上の取水ができない設計になっているか。		
3. 構 造 (令第58条解説1(1)①) (令第62条解説2) (令第58条解説1(4)) (基準第十七・一③) (令第58条解説2) (令第58条解説1(4)①) (基準第十四・一①) (令第58条3) 令第58条解説1(5) 令第58条解説1(4)③ 構造令第8章1 適用範囲より 構造令第6章より 令第55条1	(1) 断面の決定根拠は明らかか。 (2) 基礎部は令第62条2項に準じているか。 ・高水敷部は根入れ1m以上 ・低水路部は根入れ2m以上(高水敷の低水路法肩から20mを含む) (3) 管理橋送水管は堤防法線に直角か。また堤防高以上か。 (4) 取水塔の底面または側面から伏流水を直接取水していないか。 (5) 水中ポンプの敷高は将来の河床変動に対する配慮があるか。 (6) 魚類の迷入・吸い込み防止に配慮されているか。 (7) 底部より直接取水できない構造となっているか。 (8) 大口径(口径がΦ500mm以上であるもの)の場合は樋門式又は高架式となっているか ・大口径の場合で高架式を採用する場合、構造令の「橋」に準ずる。 ・高水敷を水管橋で横断する場合、橋脚位置は第11章「橋」に準ずる。 ・大口径で樋門式の場合は、構造令の「樋門」に準ずる。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
令第54条解説 令第54条解説 基準第十七⑥ 令第58条解説	(9) 取水樋門方式で常時取水でもある場合は、調圧水槽を設けているか。 (10) 調圧水槽がある場合 イ) この振動が堤防に伝わるおそれがある場合は、堤防の法尻から2Hかつ5m以上離しているか。 ・川裏堤脚部の位置は手引き「堤脚付近に設ける工作物」に準ずる。 (11) 小口径で法面等に這わす場合、ボックス構造、鞘管構造等に行っているか。 (12) やむを得ず集水埋渠で取水する場合は、河岸や河川管理施設に十分な対策を講じているか。		
4. 護 岸 等 (規則第16条三及び規則第26条) (令第31条解説1) 規則第26条 (基準第三・四) 規則第25条解説 (令第59条解説3) (令第65条解説1準用)	(1) 計画高水位以上の高さになっているか。 (2) 護岸の施工範囲は適切か。 (3) 取水塔と河岸又は堤防との距離の1/2の距離の地点を結ぶ区間に設けられているか。 (基準径間長の1/2を超える場合は1/2、10m未満は10m) (4) 周囲景観との調和、河川の生態系の保全に配慮した構造となっているか。 (5) 取水塔の位置が低水河岸法肩より10m以内の場合、もしくは、洗掘が著しいと認められるとき及び高水敷の利用度が高いときは、周辺を5m以上(低水河岸法肩より10m以内の場合は低水路法肩まで)の高水敷保護工を施しているか。 (6) 高水敷保護工は環境に配慮しているか。 平面図 ブロック張等 鋪装区域 6%以下 20m 4m H.W.L. 護岸 取付護岸 5m以上 L/2以上 5m以上 5m以上 高水敷保護工 5m以上 5m以上 低水路河岸肩より10m以内の場合の設置位置 ・取水塔川表側側面から低水路河岸肩より10m以内 ・洗掘が著しいと認められる ・高水敷の利用度が高い 等		
5. 管 理 橋 (河川砂防(設)8.2.9.1) (令第58条解説1(4))	(1) 管理橋の幅員は1.0m以上あるか。 (2) 取水塔の送水管が管理橋と兼ねて設けられる場合は、令第66条及び令第64条を準用しているか。		
6. 操 作 管 理 (基準第三解説)	(1) 操作・管理の方法を明らかにしているか。		

第 8 章

伏せ越し

8-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 伏せ越しのあらましを記載する。

4-1

工 作 物 名 称					
設置の必然性(目的) (基準第三)					
事業実施機関名	申請者				
予 定 工 期	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日
規 模	延長	m	流量	m ³ /s	管径 m

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

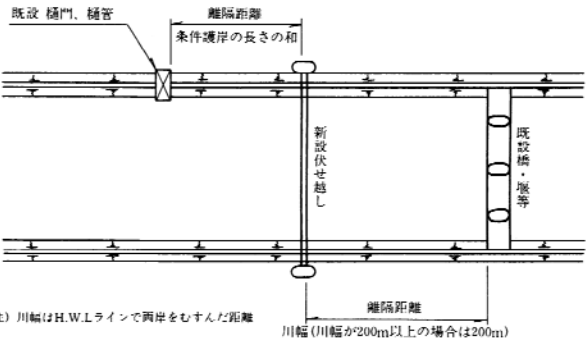
河 川 名	川水系	川	距離標	左岸 K m	右岸 K m
地 先 名	左岸				
	右岸				

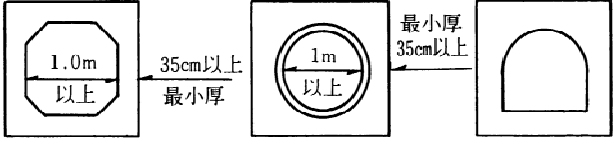
3) 設置河川の概要 伏せ越し設置地点の河川の状況(現況及び計画等)を記載する。

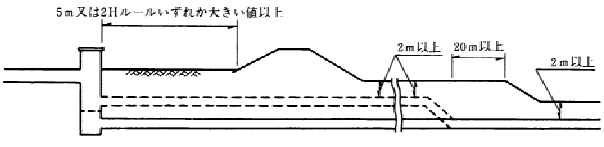
設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川					
	左岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)					
	右岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)					
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高	
	m ³ /s	左岸 m	左岸 m	左岸 m	左岸 m	
		右岸 m	右岸 m	右岸 m	右岸 m	
	最 深 河 床 高	計 画 堤 防 天 端 幅	計 画 の 高 水 数 高	現 況 高 水 数 高		
	m	左岸 m	左岸 m	左岸 m		
	右岸 m	右岸 m	右岸 m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか					
	生態系について 配慮しているか					
	水質について 配慮しているか					
	施工時環境へ 配慮しているか					
	その他					
河川環境管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント					
	ブロックの管理方針					
	ゾーニング (空間管理計画)		自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地		拠点地区：	

4) 審査事項

4-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第三・基準第四) (基準第十五・一①) (基準第十五・一②)	(1) 位置決定の主な理由。 (2) 河床の変動の大きい箇所はさけているか。 (3) 近接工作物はあるか。ある場合はそれに対する検討をしたか。  注) 川幅はH.W.Lラインで兩岸をむすんだ距離 川幅(川幅が200m以上の場合は200m)		
(第十五・二①) (第十五・二②) (基準第四・二)	(4) 基礎地盤が軟弱な箇所ではないか。 (5) 基礎地盤に漏水履歴はないか。 (6) 基礎地盤の液状化等を検討したか。		
計画流量	(1) 計画流量の決定根拠。		
断面	(1) 断面の決定根拠は。 (2) 管内流速はいくらか。		
2. 方 向 (基準第十六・一①) (基準第十六・一①)	(1) 平面形状は直線となっているか。 (2) 洪水時の流水方向に直角となっているか。		
3. 構造全般 (令第70条) (河川砂防(設)参考 1.7.2.1.3) (令第70条2) (令第70条2解説) (令課長通達29) (令第70条解説1②) (河川砂防(設)参考 1.7.2.2.2) (河川砂防(設)参考 1.7.2.3) (河川砂防(設)参考 1.7.2.4.1) (河川砂防(設)参考 1.7.2.4.2) (河川砂防(設)参考 1.7.2.6.2) (基準第三・四)	(1) 継手を設け、堤防下の部分は分離構造となっているか。 また継手は堤防法尻から低水路方向へ6m程度離して設けられているか。 (2) 鉄筋コンクリート構造またはこれに準ずる構造となっているか。 (3) 鋼管を採用する場合は、防食についての検討がなされているか。 (3) 遠心力鉄筋コンクリート管等の二次製品とする場合、堤防下の部分は鉄筋コンクリートで巻き立てた構造となっているか。 (4) 継手は十分な屈撓性及び水密性を有する構造となっているか。 (5) 上流側マンホールの入り口付近にスクリーン及び管理橋は設けられているか。 尚、干満の影響を受ける用排水路等の場合は両側に設けられているか。 (6) 翼壁は自立構造とし、マンホールと分離されているか。 (7) 翼壁は樋管等に準じて設けられているか。 (8) 遮水壁は堤体下函渠1径間に少なくとも1箇所設け、構造は樋管等に準じているか。 (9) 遮水工は、樋管等に準じて設けられているか。 (10) 上下流それぞれ10m以上の必要な範囲に護岸を設け、護床工の幅は、河川の性状により決められているか。 (11) 河川環境に配慮した護岸等になっているか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
4. 函 渠 構 造 (河川砂防(設)参考 1.7.2.1.2) (河川砂防(設)参考 1.7.2.2) (河川砂防(設)参考 1.7.2.1.3)	(1) 函渠断面の内径は、1 m 以上か。 (2) 函渠断面の最小部材厚は35cm以上か。  (3) 堤防下部分は20mに1 箇所以上継手を設けているか。 (4) 上記以外においては30m以内に継手が設けられているか。		
5. ゲ ー ト 等 (令第71条1) (令第71条2) (令第71条) (令第71条解説3) (令第71条解説2) (河川砂防(設)参考 1.7.2.2) 2Hルール (河川砂防(設)参考 1.7.2.2.2) (河川砂防(設)参考 1.7.2.2.2) (河川砂防(設)参考 1.7.2.2.2) (河川砂防(設)参考 1.7.2.2.2) (河川砂防(設)参考 1.7.2.2.2)	(1) 河川区域内の部分の両端、またはこれに代わる適当な位置にゲート(バルブを含む)が設けられているか。 (2) 堤内側の両端にゲートが設けられているか。 イ) 堤内地盤が計画高水位より高い場合は角落としとすることができる。 ロ) ゲートを川表に設ける場合は、洪水の流下に支障とならない構造となっているか。 (3) マンホールの堤防法尻から深さの2 倍または5 mのいずれか小さい方の値以上離してあるか。 (4) マンホールの高さは計画堤防高以上になっているか。 (5) マンホール底部の高さは敷高より低くなっているか。(原則として0.5m以上になっているか。) (6) マンホールの最小部材厚は35cm以上となっているか。 (7) マンホールの内径は1 m 以上か。 (8) ゲートの巻き上げ余裕高は0.5m程度となっているか。 ・鉄筋コンクリート構造とし、断面積は原則として函渠断面積以上とする。 (9) マンホールには次のものを設けているか。 ①昇降用階段 ②ゲートの操作台 ③手摺 ④防護用蓋 ・必要により、操作台上屋、照明施設、水位観測施設等を設ける。		
6. 設 置 深 さ (令第72条解説2①) (令第72条解説2②) (令第72条解説2③) (令第72条)	(1) 要点 イ) 低水路及び河岸の法肩から20m以内の高水敷部分は低水路の計画河床高もしくは最深河床(上下流1 蛇行長区間の包絡線)のいずれか深い方から深さ2 m以上となっているか。 ロ) 上記以外の高水敷部分は高水敷表面から深さ2 m以上となっているか。 ハ) 堤防下部分は堤防の地盤面(表法尻と裏法尻を結ぶ線)から深さ2 m以上となっているか。 (2) 「河床変動が極めて小さいと認められるとき」のただし書きの適用があるか。 (3) 局所洗掘に対する安全性の検討を行なっているか。 (4) ゲートの開閉装置は通常の場合は手動式でよいが、大規模な伏せ越しで手動式によることが困難又は著しく不適當と認められる場合は、電動式としているか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
2Hルール (令第71条解説)	(5) マンホールは川裏堤防法尻より2Hかつ5m以上離しているか。 		
7. 護岸等 (令規則第25条解説2) (令第72条解説2) (令規則第25条解説2)	(1) 高水、低水護岸 イ) 函体の端部から上下流にそれぞれ10m以上又は堤防開削幅以上の護岸があるか。 ロ) 護岸は、計画高水位以上の高さとなっているか。 ハ) 河床変動の著しい箇所では護床工が配置されているか。 ニ) 河川環境に配慮した構造となっているか。		
8. 操 作 管 理 (基準第三解説)	(1) 操作・管理の方法は明らかにしているか。		
9. そ の 他 (基準第三解説) (令第71条2)	(1) 管理施設が適切に設けられているか。 (管理橋、操作室など)		

第 9 章

管 類

(光ファイバーケーブルは除く)

9-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 管類の名称・規模等のあらましを記載する。

3-1

工 作 物 名 称				
設置の必然性(目的) (基準第三)				
事業実施機関名	申請者			
予 定 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
規 模	管の種類	(圧 力 管・非 圧 力 管)		管径 m 延長 m
	形 式		埋設方法	

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河 川 名	川水系 川 距離標 左・右岸 K m			
地 先 名				

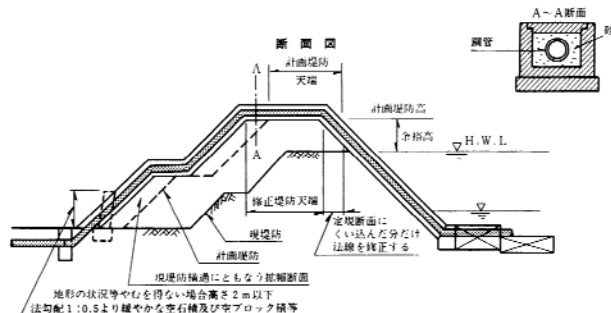
3) 設置河川の概要 管類設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部				
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計 画 堤 防 天 端 幅	計 画 の 高 水 数 高	現 況 高 水 数 高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量	支川計画高水位			
	m ³ /s	m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地			拠点地区：

4) 審査事項

3-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第三・基準第四)	(1) 位置決定の主な理由。		
2. 設置の基準 (基準第十七・一①) (基準第十七・一②) (基準第十七・一⑦)	(1) 縦断的に設置していないか。 (2) 圧力管は二重鞘管構造等となっているか。 (3) 河川管理施設等構造令に適合しない橋梁へ管類添架されていないか。		
3. 堤防乗り越し 管の構造等 (令第66条解説⑤イ) (基準第十七・一③) (基準第十七・一④) (基準第十七・一④ 解説) (令第66条解説②ハ 準用) 令第66条解説⑤イ (基準第十七・一⑤) (基準第十七・一⑥ 解説) (基準第十七・一④ 解説) 補足説明 (基準第三・四)	(1) 以下のいずれかに該当し、水管の振動が堤体に悪影響を及ぼすおそれがないか。 イ) 口径が0.5m以下か。 ロ) ボックス(鞘管)構造か。 (2) 堤防法線に対して直角になっているか。 (3) 堤防の表法肩から堤外側部分については、流水の乱れを大きくしない対策をしているか。 (4) 堤外地側で堤防法面に合わせて堤体内に埋設して設置する場合、護岸等の補強を行うと共に、埋設の厚さ分、堤内側の堤防を拡幅しているか。 (5) 堤防天端の取付けは工作物から上下流4mの平場を取り、6%以下の勾配で取り付けられているか。 (6) 外部荷重に対し十分な強度を有しているか。 (7) 堤防の天端及び裏法肩から堤内地側の部分については計画堤防内に設けられていないか。 (8) 表法面の護岸範囲は施設(すり付け部含む)の上下流1mを加えた範囲以上としているか。 (実際には2mとしている事例が多い) (9) 構造物周りについては、適切な排水対策が講じられているか。 (10) 護岸等は、河川環境に配慮した護岸となっているか。		
4. 河川を横過 する管類 基準第十七・一・⑦	(1) 既設橋梁に添架する場合は河川管理施設等構造令に適合している橋梁か。 ・河川を横過して設置する場合は、第11章「橋」に準ずる。		
5. 施設管理 (基準第三解説)	(1) 管理の方法は明らかにしているか。		



項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
6.その他 補足説明	(1) 河川敷区域内にマンホールは設けられていないか。 (2) 堤防と道路との交差部の埋設深さは、電気設備技術基準第143条、道路法施行令12条に適合しているか。 (3) 管類を埋設した場合は埋設標が設置されているか。 (4) 河川区域内に平面的なクランクが設けられていないか。 令第62条2項に準じているか。 ・高水敷部は根入れ1 m以上 ・低水路部は根入れ2 m以上（高水敷の低水法肩から20mを含む） (5) 水道管等内圧を有する管類は耐圧、耐蝕性等を考慮しているか。 (6) 受電設備、量水器等の付帯施設を河川区域内に設けていないか。		

第 10 章

集水埋渠

10-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 集水埋渠の名称・規模等のあらましを記載する。

2-1

工 作 物 名 称								
設置の必然性(目的) (基準第三)								
事業実施機関名	申請者							
予 定 工 期	平成	年	月	日	～ 平成	年	月	日
規 模	集 水 管 の 型 状			集 水 管 の 材 質				
	長さ	m	径	m				

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

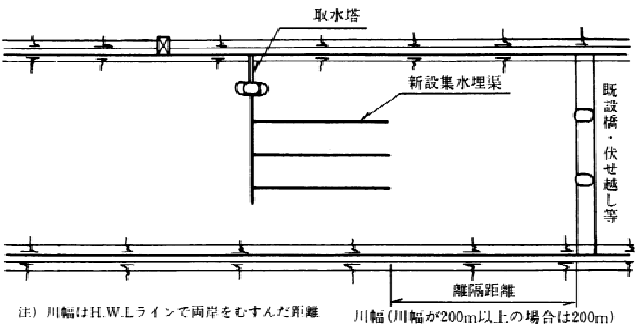
河 川 名	川水系				川	距離標	左・右岸	K	m
地 先 名									

3) 設置河川の概要 集水埋渠設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他				
	左・右岸(完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部)				
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計 画 堤 防 天 端 幅	計 画 の 高 水 敷 高	現 況 高 水 敷 高	
	m	m	m	m	
河川環境の配慮	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)		自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：	

4) 審査事項

2-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第三・基準第四) (基準第二十①) (基準第十八・一①) (基準第十八・一②) (基準第十八・一③) 補足説明 (基準第二十②)	(1) 位置決定の主な理由。 (2) 表流水取水方式と伏流水方法を比較検討しているか。 (表流水取水を原則とする。) (3) 水衝部、支派川の分合流部はさけているか。 (4) 河床変動の大きい箇所はさけているか。 (5) 他の工作物に近接した箇所はさけているか。 ・河川横断工作物から原則当該河川幅以上隔離距離確保 ・川幅200m以上の場合は200m  (注) 川幅はH.W.Lラインで両岸をむすんだ距離 川幅(川幅が200m以上の場合は200m) (6) 周辺の地下水利用等への影響について検討したか。		
2. 取 水 量 (河川法施行規則 第11条2項1-ロ参照) (基準第二十③解説)	(1) 取水量決定根拠はあるか。 (2) 必要水量以上の取水ができない設計になっているか。		
3. 構 造 (基準第九章 概説) (基準第十九・一① (令第72条解説) (令第72条課長通達) (基準第十九・一②) (令第59条解説) (基準第二十③)	(1) 集水構造はどのような方式で行うのか。 (多孔集水管方式、立型集水井方式) (2) 埋設深さは、現況最深河床(計画河床)から-2.0m以上となっているか。 (埋渠のフィルター層の天端まで) (3) 令第72条のただし書の適用があるか。 (河床の変動が極めて小さいと認められるとき) (4) 有孔部は堤防に支障のない範囲まで離しているか。 (橋梁基準径間長以上) (5) 埋設の長さ等の規模は、施設の維持補修を勘案した上で必要最小限としているか。		
4. 施 設 管 理 (基準第三解説)	(1) 管理の方法は、明らかにしているか。 (2) 取水量が0.5m³/s以上の場合、又はそれ以下であっても周辺に地下水の利用施設がある場合は、継続的に周辺地下水利用等に与える影響を調査、監視することになっているか。		

第 11 章

橋

11-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 橋の名称・規模等のあらましを記載する。

7-1

工 作 物 名 称				
設置の必然性(目的) (基準第三)				
事業実施機関名	申請者			
予 定 工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
規 模	(新幹線、高速道路、国道、都道府県道、鉄道橋、市町村道、農免道路、その他)			
	橋 長	幅 員	橋 の 荷 重	橋 種 ・ 型 式
	m	m	A、B (荷重)	
	計 画 交 通 量	橋 台 の 形 式	橋 脚 の 形 式	基 礎 型 式
	台/日			

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

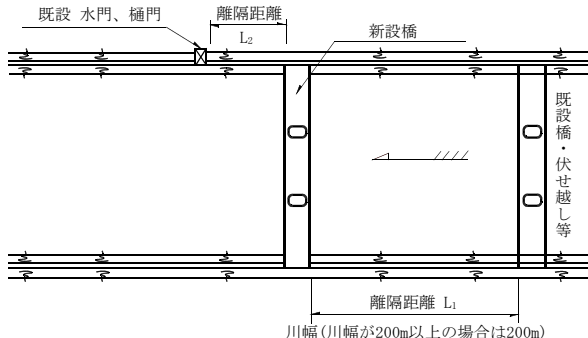
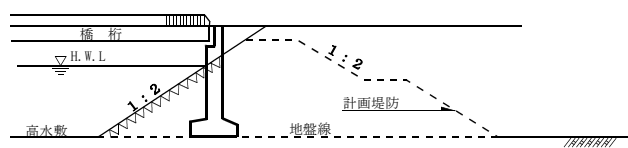
河 川 名	川水系 川 距離標 左岸 K m			
	右岸 K m			
地 先 名	左岸			
	右岸			

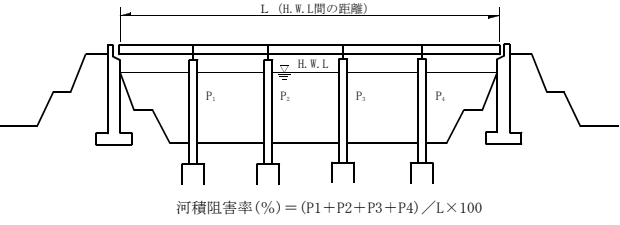
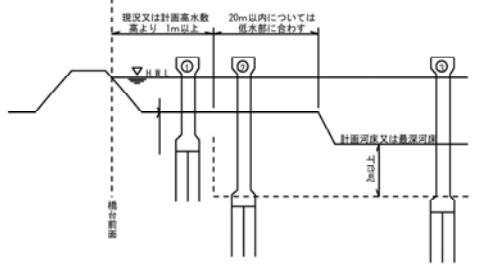
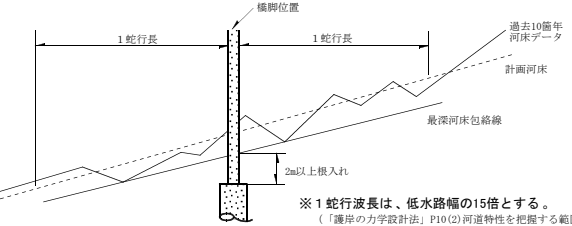
3) 設置河川の概要 橋設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川					
	左岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)					
	右岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)					
支 川	自己堤、セミバック堤、その他					
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高	
	m ³ /s	左岸 m	m	左岸 m	左岸 m	
		右岸 m		右岸 m	右岸 m	
	最 深 河 床 高	計 画 堤 防 天 端 幅	計 画 の 高 水 敷 高	現 況 高 水 敷 高		
背水区間の場合	m	左岸 m	左岸 m	左岸 m		
		右岸 m	右岸 m	右岸 m		
	支川計画高水流量	支川計画高水位		高潮区間の場合	計画高潮位	
	m ³ /s	左岸 m	右岸 m		m	
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか					
	生態系について 配慮しているか					
	水質について 配慮しているか					
	施工時環境へ 配慮しているか					
	その他					
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント					
	ブロックの管理方針					
	ゾーニング					
	(空間管理計画)		自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地		拠点地区：	

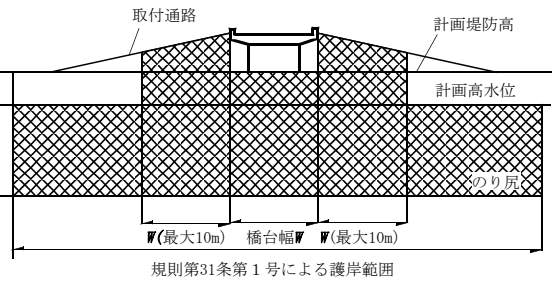
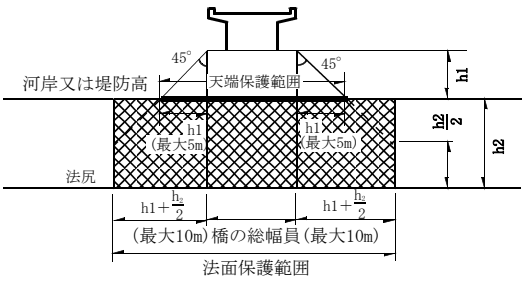
4) 審査事項

7-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位置 (基準第三・基準第四) (基準第二十一・一①) (基準第二十一・一②) (基準第二十一・二①)	(1) 位置(ルート)決定の主な理由 (2) 狭窄部、水衝部、分合流点はさけているか。 (3) 河床の変動が大きい箇所(河床勾配の変化点等)はさけているか。 (4) 近接工作物はあるか。ある場合それに対する検討をしたか。  (基準第四・二解説) (5) 基礎地盤の検討をしたか。		
2. 方向 (基準第二十二・一②) (令第61条2解説) (令第61条2解説) (令第61条2解説) (基準第二十二・二①)	(1) 洪水時の流向に対して直角か。 斜橋の場合、治水安全度、河川利用に対する影響を検討しているか。 (2) 橋台の食い込み角度は20度以下で、食い込み幅は天端幅の1/3以下(2mを越える場合は2m)か。 (3) 斜角が60度以下で、3スパン以上の橋の場合には、河床変動、局所洗掘等による影響を検討し適切と認められる対策を講じているか。 ・橋脚による局所洗掘が近接した他の工作物に支障を及ぼさないよう河床及び高水敷の洗掘防止について、適切に配慮された対策を講ずるものとし、取水塔、堰等の工作物に近接して設置するときは、取水塔堰柱等と相互に作用して流水の乱れを大きくしないよう配置とする等の対策を講ずるものとする。		
3. 橋台 (令第61条1解説) (令第61条2) 令第61条3 (令第61条3) (令第61条4) (令第61条解説3) (令第61条4項解説3 解説5③)	(1) 川幅50m以上、背水区間、高潮区間に設ける橋台の位置はHWLと法面の交点から川表側に出てないか。 (2) 川幅50m未満の時は橋台の前面が表法面肩より川表側に出てないか。 (3) 橋台が堤防の法線に平行でない場合、堤防法線に平行に設けているか。堤防補強を行なっているか。 (4) 橋台の底面は地盤高以下か。 (5) パイルベント基礎となっていないか。 (6) 軟弱地盤等である場合、橋台のフーチング底面は適当な深さとなっているか。 橋台の位置 (川幅50m以上) 		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
令第61条4	(7) 堤防と地盤の区分は、高水敷幅20m未満の場合、高水敷を堤防の一部として考えているか。		
令第61条解説4			
令第61条解説4			
4. 橋 脚	(1) 堤防法先、低水路岸法肩及び河岸法先からの離れはよいのか。 (2) 堤体内に橋脚を設けていないか。 (3) 河積阻害率は5%以内か。(新幹線及び高速自動車国道等は7%以内か)  河積阻害率(%) = $(P_1 + P_2 + P_3 + P_4) / L \times 100$ (4) 形状は小判型(細い楕円形)としているか。 (5) 方向は洪水時の流水方向と平行か。 (6) 基礎の上面の高さは イ) 高水敷部(低水路肩から20m以上の高水敷)の橋脚は、河川整備基本方針の計画断面、又は現況高水敷高のいずれか低い方から1m以上の根入れがあるか。 ロ) 低水路部(低水路肩より20m以内の高水敷を含む)は、河川整備基本方針の計画断面、又は最深河床のいずれか低い方から2m以上の根入れがあるか。  ハ) 最深河床は、上下流に局所的な深掘れがないか検討されたか。 ニ) 過去に滞筋が移動したことはないか検討し、高水敷きの橋脚根入れを決定したか。 例を下記に示す。  ※1 蛇行波長は、低水路幅の15倍とする。 (「護岸の力学設計法」P10(2)河道特性を把握する範囲より)		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(令第62条解説③・1) (令第62条解説1④) (令第62条解説1④) (令第62条解説1)	(7) 橋脚の位置は、河岸または堤防の法先及び低水路の河岸の法肩から10m以上離れているか。(計画高水流量が500m ³ /s未満の河川では5m) (8) 高架橋の堤内側橋脚は、2Hルールを満足しているか。 (9) 円形橋脚としている場合、選定理由は妥当か。 (10) 円形橋脚としている場合、低水路部のみか。 (11) パイルベント形式となっていないか。		
5. 径 間 長 (令第63条解説) (令第63条解説1) (令第63条2) 令第63条解説4 (令第63条3) (令第63条4) (規則第29条)	(1) 斜橋の場合は流心方向に直角に換算しているか。 (2) 堤防に橋台を設けている場合は橋台の胸壁の表側からか。 (3) 堤防に橋台を設けていない場合はHWLの交点からか。 (4) 計画高水流量に対する径間長を満足しているか。 (5) 令第63条2項の適用があるか。 イ) 橋脚が河岸または堤防のり先並びに低水路ののり肩から10m(計画高水流量が500m ³ /s未満の場合は5m)以上離れている。 ロ) 橋脚の流心方向の長さが30m未満。 ハ) 橋脚がパイルベント方式でなく、河積の阻害が5%以下。 ニ) 堤防の小段または高水敷と桁のクリアランスが2m未満の部分がある時、これを無効河積とした場合でも必要な流下断面を確保している。 (6) 令第63条3項の適用があるか。 (7) 令第63条4項の適用があるか。 (8) 規則第29条の適用があるか。 イ) 基準径間長未満の近接橋か。 ロ) 基準径間長〜川幅(川幅が200m以上の場合は200m)の近接橋か。 ハ) 上記の場合、規則第29条を満足しているか。 (平面交差の場合) (高架橋の場合) (斜橋の径間長) (基準第二十二解説)		
(基準第二十二解説)	(9) 河川上空に張り出し構造となる橋については、 イ) 計画高水位に余裕高を見込んだ高さ以上となっているか。 ロ) 河岸の景観保全に配慮しているか。 ハ) 基礎等を流下断面内に設けざるを得ない場合、当該張り出し部を無効河積としてせき上げの影響を検討しているか。 ニ) 張り出し部の影響によりが河岸及び河床を洗掘しないように措置しているか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(規則第31条) (基準第三・四) (令第65条2項解説2⑤)	橋の設置に伴い必要となる堤防護岸の高さ  規則第31条第1号による護岸範囲 (2) 低水護岸について イ) 原則として河岸直近橋脚の上下流から河岸に直角方向に基準径間長の1/2の長さの護岸があるか。 ロ) 橋脚の設置に伴い流水が著しく変化し河岸に洗掘等の支障がある場合その処置はしているか。 (3) 河川環境に配慮した護岸となっているか。 (4) 高架橋の場合、堤防の天端及び法面は十分保護されているか。 橋の下河岸又は堤防を保護する最小範囲  法面保護範囲		
補足説明	(5) 高水敷の日陰対策等の保護工はされているか。		
8. 護床工及び高水敷保護工 (令第62条解説3②) (令第65条解説1) (令第65条解説1①) (令第65条解説)	(1) 次の条件のいずれかに該当する場合、護床工または高水敷保護工を設置しているか。 ① 橋脚の位置が河床または堤防の法先及び低水路河岸の法肩から10m以内の場合。 ② 橋脚の設置により洗掘が起るのを防止する必要がある場合。 (2) 保護範囲は橋脚周辺5m以上あるか。 (3) 保護工を設置した時保護工端部から河岸または堤防の法先及び低水路河岸法肩までの距離が10m未満の場合連続して保護してあるか。 (4) 河川環境に配慮しているか。		
9. 河川管理用通路 (基準第二十三②) (基準第二十三②解説)	(1) 以下の条件の場合、河川管理用通路として平面交差と立体交差を併設しているか。 ・管理用通路の併設 ① 計画高水流量 1000m³/s 以上 ② 計画交通量 6000台/日以上 ③ 鉄道遮断時間 20分/時間以上		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(基準第二十三②解説) (令第66条解説②ハ) (令第66条解説②ハ) (基準第二十三②解説) (令第66条解説②ロ) (規則第15条) (令第76条規則36条)	(2) 平面交差と立体交差を併設する場合において、立体交差が通行不能となる緊急時に緊急車両が平面交差を通行するのに支障はないか。 (3) 管理用通路の勾配はおおむね6%以下の勾配となっているか。 (4) 平面交差の道路取付部には4.0m以上の水平部があるか。幅員は天端幅以上か。 (5) 立体交差部の排水は考慮されているか。 (6) 高架の場合、桁下高は計画堤防天端上、または現堤防の高い方から4.5m以上あるか。 (7) 取付通路の法勾配は、計画堤防法勾配以下ととしているか。 (8) 立体交差とすることが困難な場合は、100m以内にこれに変わる迂回路(公道)が確保されているか。※ただし、やむを得ない理由がある場合に限る。 (9) 立体交差となるボックス等の場合、敷高は雨水、内水等による障害はないか。 (10) 高架橋でやむを得ない場合は、下記のいずれか高い方を満足しているか。 ①建築限界(2.5m)を加えた高さ ②出水時でも冠水して通行止めとならないように敷高を計画高水位以上として、建築限界(4.5m)を加えた高さ		
10. 改築の特例 (令第73条解説) (令第73条解説1(2)) (令第73条解説1(2))	(1) 構造令に適合していない橋梁に隅切り右折レーン及び歩道橋を添架する場合。 イ) 径間長が20m以上の橋か。 ロ) 近い将来現橋の改築が計画されていないか。 ハ) 橋脚は現橋の見通し線上か。 ニ) 阻害率は現況以上とならないか。 ホ) 桁下高は現況を下回っていないか。 ヘ) 河岸または堤防の護岸は、令規則第31条の規定を満足し、現橋の橋脚、橋台の影響も考慮しているか。 ト) 右折レーンを設ける場合、堤防天端の兼用道路において右折レーンを確保しているか。 (2) 構造令に適合していない橋梁に近接した橋として歩道等を設ける場合 イ) 当該区間の河川改修または当該橋梁の改築が近い将来に行われることが明らかであるか。 ロ) 構造令に適合する橋梁を設けることが著しく困難、又は不適当と認められる根拠が明らかであるか。		
11. 隔壁 補足説明	(1) 令第39条第1項の第3の値未満の位置の近接橋の橋脚に隔壁が設けられているか。 (2) 模型実験等による影響検討を行う場合は流木が引掛った状態で実施しているか。		
12. 耐震補強 補足説明	(1) 構造令に適合していない橋梁で耐震補強を行う場合、又は適合している橋梁で耐震補強を実施後阻害率が5%(新幹線橋及び高速自動車国道橋の場合は7%)以上となる場合の耐震対策は治水上最も影響少ない方法か。		
『参考』	(1) 橋面排水は河川内へ直接排水していないか。		

※『参考』については、河川特性、設置位置の状況及び環境等に応じて判断するものであり、必要に応じて審査項目の対象とする。

第 12 章

潜 水 桥

12-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 潜水橋の名称・規模等のあらましを記載する。

2-1

工 作 物 名 称					
設置の必然性(目的) (基準第三)					
事業実施機関名	(申請者)				
予 定 工 期	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日
規 模	橋 長	m	幅 員	m	

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河 川 名	川水系	川	距離標	左・右岸	K	m
地 先 名						

3) 設置河川の概要 潜水橋設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他				
	左・右岸、完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部				
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計 画 堤 防 天 端 幅	計 画 の 高 水 数 高	現 況 高 水 数 高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量	支川計画高水位			
	m ³ /s	m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：		

4) 審査事項

2-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第三・基準第四) (基準第二十四・一①) (令第67条解説1①) (基準第二十四・一①解説) (令第67条解説2①)	(1) 位置決定の主な理由。 (2) 低水路に設置しないことを基本とする。 イ) 死水域等に設け、計画高水流量の流下に支障のない橋か。 ロ) 高水敷の堤外水路に設ける小規模な橋か。 ハ) 高水敷の公園等の利用を目的とする小規模な橋か。		
2. 構 造 等 (令第67条解説2②) (基準第二十四・一① 解説) (基準第二十四・二① 解説) (基準第二十四・1②) (規則第34条二) (基準第二十四解説一①) (基準第三・基準第四)	(1) 洪水の流下並びに堤防等に支障とならないこと。 イ) 堤防及び低水路の河岸より十分離れているか。 又、高水敷及び堤防又は河岸の保護に十分留意されているか。 ロ) 高水敷に設ける場合、橋面の高さは高水敷の高さ以下か。 ハ) 手摺を設けていないか。設ける場合、取り外し可能や転倒可能な構造としているか。 (2) 洪水時等に流失しないよう設置されているか。 (3) 低水路に設ける橋で、可動式とする等の特別の措置を講じた橋か。 (4) せき上げによる支障がないか。 (5) 護岸等は河川環境に配慮した護岸となっているか。		
3. 施 設 管 理 (基準第三解説)	(1) 管理の方法を明らかにしているか。		

第 13 章

道 路

13-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 道路の名称・規模等のあらましを記載する。

3-1

工 作 物 名 称				
設置の必然性(目的) (基準第三)				
事業実施機関名	申請者			
予 定 工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
規 模	計 画 交 通 量	道 路 区 分	幅 員	延 長
	台	種 級	m	m
	舗 装 構 成			

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河 川 名	川水系 川 距離標 左・右岸 始点 K m 終点 K m
地 先 名	始 点
	終 点

3) 設置河川の概要 道路設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部				
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	計画堤防天端幅				
	m				
背水区間の場合	支川計画高水流量	支川計画高水位			
	m ³ /s	m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	河川利用者へ 配慮しているか				
	その他				
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：		

4) 審査事項

3-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第二十五・一①) (基準第二十五・一①解説) (基準第二十五・一①解説)	(1) 表小段に設置していないか。 (2) 堤防に沿った高速道路等が河川区域の上空での縦断的设置をしていないか。 (3) 河川区域内の地下での縦断的设置をしていないか。		
2. 管理用道路 (基準第二十六・一①) (基準第二十六・一①解説) (基準第二十六・一①解説)	(1) 河川管理用通路の機能が確保されているか。 (2) 堤防天端の場合は一方通行等の交通規制のおそれはないか。 (3) 交通量が6,000台以上の場合は、川側に幅3m以上の管理用通路が確保されているか。		
3. 留 意 事 項 (基準第三・二)	(1) 堤防を拡幅する場合、堤体内の浸透水の排除が円滑となるよう十分な排水処理を考慮しているか。 (2) 堤防を拡幅する場合、既設の漏水対策水路がある場合には付替えを行っているか。 (3) 素掘排水路を設けていないか。 (4) 路面排水は十分検討し、法崩れを生じないように排水工を施工しているか。		
4. 構 造 全 般 (基準第二十七②解説) (基準第三・二) (令第22条) (令第25条解説1(2)②) (令第25条解説1(2)②) (令第25条解説1(2)②) (令第25条解説1(2)②) 補足説明	(1) 新規築堤区間は原則として余盛を考慮し、将来盛土が沈下しても路盤材、舗装が計画堤防外となるよう配慮しているか。 (2) 路盤の下端高は計画断面外となっているか。 (3) 計画堤防以上に道路を拡幅する場合、 イ) 法勾配は計画堤防断面の法勾配より急勾配としていないか。 ロ) 土留工を施工する場合は、法勾配1:0.5より緩やかで高さ1m以下としているか。 ハ) 土留工の構造は空石積、空コンクリートブロック積等になっているか。 (4) 小段を道路とする場合、 イ) 小段上の法尻には堤脚保護工を設けているか。 ロ) 横断勾配は片勾配としているか。 ハ) やむを得ず両勾配とする場合は排水溝等を設けているか。 ニ) 土留工を施工する場合は、法勾配1:0.5より緩やかで高さ1m以下としているか。 ホ) 土留工の構造は空石積、空コンクリートブロック積等になっているか。 (5) 道路と本堤との間に窪地が生ずる場合、10%程度の片勾配で埋立て芝張りとしているか。		
5. 道路付属物 (基準第二十七①) (基準第二十七②) (基準第二十七②解説)	(1) ガードレール、標識等の道路交通のために設置する道路付属物は必要最小限としているか。 (2) 道路付属物が計画堤防内に設けられていないか。 (3) 道路付属物の基礎を法肩ぎりぎりに設けていないか。 (4) 道路案内標識が堤防道路に設けられていないか。		
6. 管 理 (基準第二十六)	(1) 水防時等における通行規制の措置が明確になっているか。 (2) 兼用協定の締結予定はあるか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
7.そ の 他 (基準第二十七③) (基準第二十七④) (基準第二十七⑤) P77 令第66条	(1) 橋の堤外地側にアンダークロス道路を設けていないか。 (2) 他の一般公衆の自由かつ安全な河川使用の妨げとならないように必要な対策(適当な間隔で横断歩道を設置する等)が講じられているか。 (3) 歩道等は、高齢者、障害者、車いす等の利用に配慮した構造となっているか。 (4) 建築限界を確保しているか。		
『参考』	舗装 (1) 道路の路面となる部分は、適正な舗装構成となっているか。 (2) 0.5m以上の保護路肩を設け更に路肩を設け区画線を設置しているか。 (3) 全面舗装となっているか。		

※『参考』については、河川特性、設置位置の状況及び環境等に応じて判断するものであり、必要に応じて審査項目の対象とする。

第 14 章

自転車歩行者専用道路

14-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 自転車歩行者専用道路の名称・規模等のあらましを記載する。

3-1

工 作 物 名 称									
設置の必然性(目的) (基準第三)									
事業実施機関名	申請者								
予 定 工 期	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
規 模	幅員	m	延長	m	占用面積	m ²			

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河 川 名	川水系	川	距離標	左・右岸	始点	K	m	堤防天幅・高水敷
					終点	K	m	川表小段・川裏小段
地 先 名								

3) 設置河川の概要 自転車歩行者専用道路設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川					
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他					
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部					
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高	
	m ³ /s	m	m	m	m	
	最 深 河 床 高	計 画 堤 防 天 端 幅	計 画 の 高 水 敷 高	現 況 高 水 敷 高		
	m	m	m	m		
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか					
	生態系について 配慮しているか					
	施工時環境へ 配慮しているか					
	その他					
河川環境管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント					
	ブロックの管理方針					
	ゾーニング (空間管理計画)		自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地		拠点地区：	

4) 審査事項

3-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 基本方針 補足説明 基準第二十九-①	(1) 当該道路は、道路法第48条の7第2項に定める「自転車歩行者専用道路」であるか。 (2) 河川管理用車両の通行路に設置する場合は、河川管理用車両が制約なしに通行できる措置を講じているか。		
2. 占用敷地の位置 補足説明 基準第二十八-①補足説明S50.11.19建設省河治発第98号「河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合の取扱について」	(1) やむを得ず高水敷に設置する場合 イ) 舗装する場合で、堤防法面に護岸が設置されていない場合、堤防法尻から10m以上離しているか。 ロ) 低水護岸が設置されている場合、低水路肩から5m以上離しているか。 ハ) 低水護岸が設置されていない場合、低水路肩から10m以上離れているか。 ニ) 自転車駐車場の施設を堤防に設けていないか。 ホ) 自転車駐車場の施設は、簡易なものであって河川管理上の支障を生じない構造となっているか。 ヘ) 高水敷及び遊水池に設置する場合、兼用工作物とせず河川法上の許可工作物として取り扱っているか。 ト) 許可工作物としての河川敷地の占用範囲は ①路面を舗装している場合は、路面巾に両側1mを加えた巾としているか。 ②舗装しない場合は、路面巾としているか。		
3. 構造 補足説明S50.11.19建設省河治発第98号「河川区域内の土地に自転車歩行者専用道路を設置する場合の取扱について」	(1) 表小段に設ける場合、柵類は設置するようになっていないか。 (2) 高水敷に設置する場合、洗掘防止対策を行っているか。また、舗装して設ける場合は、両側の洗掘防止を目的とする高水敷保護工を設けているか。 (3) 縦断方向の始終点には、適切な深さの保護工を設けているか。 (4) 坂路となる部分については「第15章 坂路」によること。 (5) 自転車駐車場の施設は簡易なものであって、河川管理上の支障を生じない構造となっているか。 (6) 潜水橋の設置にあたっては「第12章 潜水橋」によること。 (7) その他工作物の設置にあたっては「第21章 公園・緑地及び広場等」によること。		

4) 審査事項

3-3

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
河治発第98号 (S50)	(8) 坂路の勾配は、「自転車道等の設計基準について」(昭和49年3月5日付け建設省都街発第13号、道企発第12号、都市局長、道路局長通達)に基づいているか。 (9) 坂路を川表側に設置する場合 イ) 幅員は河積等を十分勘案して定められているか。 ロ) 逆坂路となっていないか。		

第 15 章

坂 路

15-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 坂路の名称・規模等のあらましを記載する。

2-1

工 作 物 名 称					
設置の必然性(目的) (基準第三)					
事業実施機関名	申請者				
予 定 工 期	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日
規 模	堤内・堤外		幅員	m	

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河 川 名	川水系	川	距離標	左・右岸	K	m
地 先 名						

3) 設置河川の概要 坂路設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川					
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他					
	左・右岸、完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部					
	高水敷	完成・未完成・計画なし			高水護岸	完成・未完成・計画なし
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高	
	m ³ /s	m	m	m	m	
	計画の高水敷高	現 況 高 水 敷 高				
	m	m				
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか					
	生態系について 配慮しているか					
	施工時環境へ 配慮しているか					
	その他					
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント					
	ブロックの管理方針					
	ゾーニング (空間管理計画)		自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地		拠点地区：	

4) 審査事項

2 - 2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第三・基準第四) (基準第三十一①) (基準第四・基準第五) (基準第三十一・二①)	(1) 位置決定の主な理由。 (2) 堤外坂路(川表側)は狭窄部、水衝部をさけているか。 (3) 統廃合の検討をしたか。 (4) 公園に設置する場合は、散策路や歩道(堤内地)からなるネットワークが形成されるよう配慮されているか。		
2. 設置の基準 (基準第三十一①) (基準第三十一②)	(1) 坂路は計画堤防内に設置していないか。 (2) 川表側に逆坂路を設置していないか。 (3) 川表側に折り返し坂路を設置する場合、堤防天端付近の折り返し坂路は、順坂路となっているか。		
3. 構 造 (基準第三・四) (令第66条解説②ハ準用規則第32条) (基準第四・四) (基準第三十一③) (令第25条解説1(2②)) (令第27条・規則第15条解説1②) (基準第四・四)	(1) 河川環境に配慮した護岸となっているか。 (2) 堤内坂路 イ) 幅員は計画天端幅以内とし、勾配は6%以下となっているか。 ロ) 堤防定規断面外に拡幅し、腹付け方式となっているか。 ハ) 公園に接続する位置の場合は、利用者に配慮しているか。 (3) 法面と路面が接する部分には、堤脚保護工を設けているか。 (4) 占用する路面及び接続する完成堤防の天端路面の舗装は計画堤防外に設けているか。		
4. 施 設 管 理 (基準第三解説) (準則第6(4)①)	(1) 管理の方法は明らかにしているか。		

第 16 章

階 段

16-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 階段の名称・規模等のあらましを記載する。

2-1

工 作 物 名 称					
設置の必然性(目的) (基準第三)					
事業実施機関名					
予 定 工 期	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日
規 模	幅	m	法長	m	箇所

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河 川 名	川水系	川	距離標	左・右岸	K	m
地 先 名						

3) 設置河川の概要 階段設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部				
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計 画 堤 防 天 端 幅	計 画 の 高 水 数 高	現 況 高 水 数 高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量	支川計画高水位			
	m ³ /s	m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河川環境管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：		

4) 審査事項

2-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第三・基準第四) (基準第三十二・二①)	(1) 位置決定の主な理由。 (2) 公園に設置する場合は、散策路や歩道(堤内地)からなるネットワークが形成されるよう配慮されているか。		
2. 構 造 等 (基準第三十二・一①) (基準第三十二・一①)	(1) 川表側は階段の上面を堤防法面に合せているか。 (2) 川裏側は階段を計画堤防の外に設置しているか。		
3. 法 面 保 護 (基準第三十二・ 一①②解説) (基準第三十二・ 一①②解説) (基準第三十一・③) (基準第三十二・ 一①②解説) (基準第三十二・一③)	(1) 川表に設置する場合は上下流それぞれ2 m以上の幅でブロック張等で施行されているか。 (2) 川裏に設置する場合は上下流それぞれ1 m以上の幅でブロック張等で施工されているか。(実際には2 mとしている事例が多い) (3) 公園に設置する場合は、利用者に配慮しているか。 ・自転車の昇降が考えられる場合は、自転車運搬が可能な構造とすることができる。 ・河川の安全な利用を図るため、高さ1m以下のパイプ形式の手すりを設置することができる。		
『参考』	樋門 (1) 川表、川裏の階段は一直線になっているか。 (2) 多連の大規模樋門の場合は上下流に設けているか。		

※『参考』については、河川特性、設置位置の状況及び環境等に応じて判断するものであり、必要に応じて審査項目の対象とする。

第 17 章

安全施設

17-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 安全施設の名称・規模等のあらましを記載する。

2-1

工 作 物 名 称				
設置の必然性(目的) (基準第三)				
事業実施機関名	申請者			
規 模	安全施設の長さ	安全施設の高さ	安全施設の構造	
	m	m	固定式、可倒式、可搬式	

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河 川 名	川水系	川	樋管	公園
	距離標 左・右岸	K	m	
地 先 名	左岸 右岸			

3) 設置河川の概要 安全施設設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部				
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計 画 堤 防 天 端 幅	計 画 の 高 水 敷 高	現 況 高 水 敷 高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量	支川計画高水位			
	m ³ /s	m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：		

4) 審査事項

2-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第三・基準第四) (基準第三十三①) (基準第三十三①解説) 設置の原則 (基準第三十三①解説) (基準第三十三①解説) (基準第三十三①解説) (基準第三・四)	(1) 位置決定の主な理由。 (2) 堤体及び堤外地における設置は、安全上必要と認められるか。 (3) 地域ニーズはあるか。 (4) 河川利用の状況は把握されているか。 (5) 危険ラインの表示は イ) 水衝部等の河状の不安定な場所に位置していないか。 ロ) 必要最小限の範囲となっているか。 ハ) 周辺環境に配慮されたものとなっているか。		
2. 構 造 等 (基準第三十二・一③) (防護柵の設置基準基 ・同解説) (基準第三・四)	(1) 流下断面に設置する柵等は高さ1m以下（転落防止の目的である柵等の高さは1.1m以下）となっているか。 (2) 河川環境に配慮したものとなっているか。		
3. 延 長 等 (基準第三十三①)	(1) 防護柵などの延長は必要最小限となっているか。		
4. 施 設 管 理 (基準第三解説)	(1) 管理の方法は明らかにしているか。		
5. そ の 他 (基準第三十三① 解説)	(1) 標識や表示板は河川利用者に注意喚起を促す措置等適切な情報を的確に提供するものとなっているか。		

第 18 章

架空線類

18-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 架空線類の名称・規模等のあらましを記載する。

2-1

工 作 物 名 称			
設置の必然性(目的) (基準第三)			
事業実施機関名	申請者		
予 定 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
規 模	架空線の種類	電 圧 kv	鉄 塔 基 礎 等 の 形 状
	鉄塔の高さ m	支間長距離 m	

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河 川 名	川水系 川	距離標	左岸 K m 右岸 K m
地 先 名	左岸 右岸		

3) 設置河川の概要 架空線類設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)その他				
	左岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)				
	右岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)				
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計 画 堤 防 天 端 幅	計 画 の 高 水 敷 高	現 況 高 水 敷 高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量	支川計画高水位			
	m ³ /s	m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：		

4) 審査事項

2-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第三・基準第四) (基準第三十四・一①) (基準第三十四・一②) (基準第三十四・二②) (基準第三十五・二②)	(1) 位置決定の主な理由。 (2) 鉄塔等の位置関係。 イ) 狭窄部、水衝部、支派川の分合流部付近は避けているか。 ロ) 河床の変動が大きい箇所は避けているか。 ハ) 近接した他の工作物はあるか。ある場合は、それに対する検討をしたか。 川幅(川幅200m以上の場合は200m) 注) 川幅はH.W.Lラインで兩岸を結んだ距離		
(基準第三十五・一①) (基準第三十四解説) 基準第三十五解説 基準第三十五解説	ニ) 河川の縦断方向に設置していないか。 ホ) 河川の流心部を避けているか。 ヘ) 河川管理施設等工作物への影響を回避しているか。 ト) 堤外地に設置する鉄塔等の支間長が600m以上であるか。		
2. 構 造 等 (基準第三十五・二③) (基準第三十五・二①) (基準第三十五・二①解説) (基準第三、四) 基準第三十五解説	(1) 堤脚(堤内地)に近接して設置する場合は、2Hルールを満足しているか。 (2) 堤外地に設置するときは、河床の洗掘防止を検討したか。 (3) 鉄塔等堤外側の基部は、洪水の流下を妨げず流下物が捕捉されにくい構造形式か。 (4) 河川環境に配慮したものとなっているか。 (5) 堤外地の鉄塔において、基部の方向、形状等は高水時の流水に対して悪影響を極力少なくしているか。		
3. 高 さ (基準第三十五・一②) (基準第三十五・一③) (基準第三十五・一③解説)	(1) 架空線の高さ関係 イ) 河川の計画高水位に対し、十分余裕を見込んだ高さ以上か。 ロ) 計画堤防天端から十分余裕見込んだ高さ以上か。 ハ) 船舶の航行が行われている河川では航行に支障とならない高さ以上としているか。		
4. そ の 他 (基準第三十五・一③解説) (基準第四、四)	(1) 架空線に対する注意を促す看板等が設置されているか。 (2) 支柱位置は橋脚の規定に基づいているか。 (3) 堤防上に支持工作物がないか。		

第 19 章

河底横過トンネル

19-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 河底横過トンネルの名称・規模等のあらましを記載する。

3-1

工 作 物 名 称					
設置の必然性(目的) (基準第三)					
事業実施機関名	申請者				
予 定 工 期	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日
規 模	工 法		延長 (河川区域内)	外 径	
			m	m	

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

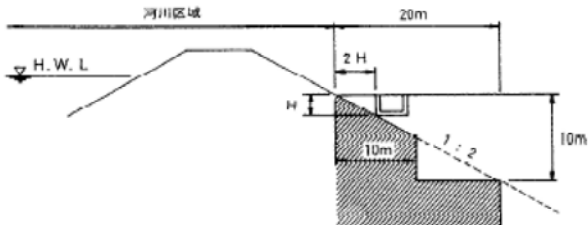
河 川 名	川水系 川 距離標 左・右岸 K m				
地 先 名	左 岸				
	右 岸				

3) 設置河川の概要 横過地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	左岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)				
	右岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)				
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計 画 堤 防 天 端 幅	計 画 の 高 水 敷 高	現 況 高 水 敷 高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量		支川計画高水位		
	m ³ /s		m		
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)		自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：	

4) 審査事項

3-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第三・基準第四) (基準第三・二) (基準第四・一) (基準第四・二, 三) (基準第三・一)	(1) 位置決定の主な理由 (2) 近接工作物はあるか。ある場合は、それに対する検討をしたか。 (3) 河川整備基本方針等と整合が図られているか。 (平面図, 横断面図, 縦断面図を添付) (4) 狭窄部, 分合流点, 湾曲部, 水衡部, 河床勾配変化点及び地盤が良好でない箇所等を避けているか。 (5) 橋梁形式によることが不適当または困難で、河底を横過することがやむを得ないと認められるか。		
2. 方 向 (基準第三十六・一①) (基準第三十六・一①)	(1) 平面形状は直線となっているか。 (2) 洪水時の流水の方向に対し直角となっているか。		
3. 断 面	(1) 断面の決定根拠は明らかか。		
4. 設 置 深 さ (基準第三十六・一② 解説) (基準第三十六・一②) (令参考(深さ)解説 基準第三十六解説)	(1) 河川整備基本方針の計画断面又は、最深河床高のいずれか深い方から1.5D(D:外径)に局所洗掘深(2m以上)を加えた以上の深さとなっているか。 (2) 局所洗掘の検討を行ったか。 (3) 河川管理施設等の根入れ深さ考慮した深さ以上となっているか。 (4) やむを得ず浅い位置となる場合は、地盤改良、入念な施工管理が行われるか。また、定期的な計測管理方法を策定しているか。		
5. 構 造 等 (基準第三十六・一③) (基準第三十七・一①解説) (基準第三十六・一①解説) (基準第三十六・一②解説) (基準第三十六・一①解説) (治水課長通達)	(1) 兩岸の堤内地側に制水ゲート等を設置しているか。 (2) 圧力管の場合は二重鞘管構造等の対策をしているか。 (3) セグメント等は十分な強度と止水性を有しているか。 (4) トンネル外周地盤等から堤内及び堤防側への漏水防止対策を講じているか。(グラウトによる地盤との空隙の充填、堤防横断面部に袋付きセグメントを使用する等により必要な対策を講じているか。) (5) 立杭はあるか。 (6) 立杭とトンネルの接合部は耐震設計されており、必要な対策がされているか。 (7) 立杭は、2Hルールの遵守かつ堤防から5m以上離れているか。 		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
(基準第三十六解説) 基準第三十六-③	(8) 施工中および完成後の浮き上がり等の地盤変状による河道及び地表面への影響について検討しているか。 (9) 万一破損したときの対応として、両岸の堤内地側にゲート又はバルブが設けられているか。		
6. 仮 設 工 (令五十五・二)	(1) 発進立杭等の上端高さはH. W. L以上となっているか。 (2) 発進立杭がH. W. L以上で完成し、堤体直下の掘削時の時期は非出水期施工になっているか。		
7. 操 作 管 理 (基準第三解説)	(1) 操作・管理の方法は明らかにしているか。		
8. 維持管理・ 観測等 (基準第三十六-②解説)	(1) 伏流水の遮断、河川水の水抜け等により河川の低水流況又は、水質に影響を及ぼす恐れのある場合は、必要な措置をしているか。		

第 20 章

床 止 め

20-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 床止めの名称・規模等のあらましを記載する。

3-1

工 作 物 名 称				
設置の必然性(目的) (基準第三)				
事業実施機関名	申請者			
予 定 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
規 模	床 止 め 天 端 高	水 叩 き 高	落 差	床 止 め 幅
	m	m	m	m

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河 川 名	川水系		川 距離標	左岸	K	m
				右岸	K	m
地 先 名	左 岸					
	右 岸					

3) 設置河川の概要 床止め設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	左岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)				
	右岸(完成堤・暫定堤・未施工・堤防計画なし・片側山付区間・掘込み河道・山間狭窄部)				
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計 画 堤 防 天 端 幅	計 画 の 高 水 敷 高	現 況 高 水 敷 高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量	支川計画高水位			
	m ³ /s	m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)		自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：	

4) 審査事項

3-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第三・基準第四) (基準三・二)(河川砂防 (計)10-8.4.1解説) (基準六・二②) 堰に準ずる(基準第五)	(1) 位置決定の主な理由。 (2) 近接工作物はあるか。ある場合は、それに対する検討をしたか。 (3) 堤内地の排水に対する影響を検討したか。 (4) 湾曲部には設けていないか。		
2. 方 向 (河川砂防(計)10-8.4.2) (令第33条2項解説)	(1) 床止めの平面形状は、洪水の流心方向に直角の直線形となっているか。		
3. 流 下 断 面 と の 関 係 (令第33条解説2(2)) (河川砂防(計)10-8.4.3)	(1) 床止め工の天端高は計画河床となっているか。 イ) 床止め工天端高決定には、将来の上下流の河床変動による河床低下等を検討したか。		
4. 構 造 等 (令第33条解説2(2)) (河川砂防(計)10-8.4.3) (令第33条解説2(3))	(1) 落差工の落差は1～2m以内となっているか。 (2) 床止め取付部の上下流を擁壁構造の護岸としているか。 図 1-17(a) 横断形状(取付擁壁+高水敷保護工) (3) 床止め工には、カットオフ又は鋼矢板による遮水工が設けられているか。 (4) 河床の鋼矢板と護岸基礎の鋼矢板は連続しているか。 (5) 遮水工は本体と水叩き端部、及び取付護岸基礎と連続させているか。 (6) 遮水工の根入れは適切か。 (7) 水叩き、護床工の延長は適切か。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
5. 護 岸 等 (規則第16条一)	(1) 床止めの設置に伴う護岸は下記のとおりか。 		
(河川砂防(設)1-6.2.6 解説) (規則第16条一) (河川砂防(設)1-6.2.6 解説) (規則第16条三) (令第33条解説2(4)) (令規則第16条解説1) 令第35条解説1 (令規則第16条解説1) (令規則第16条解説1) (令第34条解説2) (基準第三・四) (令第34条解説1) (令第33条解説2(3)) 令第34条解説2	イ) 護床工の上流端から5m以上、又は床止めの上流端から10mの上流側の地点以上となっているか。 ロ) 下流側は水叩きから15m、護床工の下流端から5mの下流側の地点以上となっているか。 ハ) 護岸の高さは計画水位以上となっているか。 (2) 水叩きの範囲は擁壁タイプ等の強固な護岸としているか。 (3) 取付擁壁の基礎は水叩きや護床工の底面より1m以上あるか。 (4) 取付擁壁と下流側護岸のすり付けは緩やかにすり付けられているか。(11度目安) (5) 取付擁壁は、床止め本体及び水叩きとの接合部は絶縁し、伸縮材等にて取付けているか。(絶縁は、令第35条解説1) (6) 床止めが低水路のみの場合の高水敷保護工の範囲 イ) 縦断方向の長さは、護岸の範囲となっているか。 ロ) 横断方向の幅は、砂河川の場合10m以上、砂利河川の場合全幅となっているか。 ただし未施工の幅が堤防法先より15m以内となる場合は堤防法先まで全面施工とする。 (7) 護岸等は河川環境に配慮した護岸となっているか。 イ) 屈とう性を有する護床工を設けているか。 ロ) 落差工本体と堤防が接近している場合等は、必要に応じて堤防基礎部を矢板で補強しつつ落差工本体と堤防とを絶縁する等の対策を講じているか。 ハ) 急流河川、高水敷幅が25m未満の場合では全幅、その他の河川では10m以上としているか。		
6. 魚 道 等 (令第35条の2) (基準第三・四、三・五、 六・一③準用) (河川砂防(設)1-6.2.8) 令第35条の2解説1	(1) 魚道は設置されているか。 イ) 魚類等の遡上及び降下に配慮した構造となっているか。 ロ) 対象魚種を考慮した適切な構造となっているか。		

第 21 章

公園、緑地及び広場等

21-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 公園等の名称・規模等のあらましを記入する。

4-1

工 作 物 名 称	
設置の必然性(目的) (基準第三)	
占 用 主 体	申請者
予 定 工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
規 模	占用面積 m ²

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河 川 名	川水系 川 距離標 左岸・右岸 K m
地 先 名	K m

3) 設置河川の概要 公園等設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部				
	高 水 敷(完成・未完成・計画なし)				
	低水護岸(完成・未完成・計画なし)				
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計 画 堤 防 天 端 幅	計 画 の 高 水 敷 高	現 況 高 水 敷 高	
	m	m	m	m	
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河川環境管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)		自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：	

4) 審査事項

4-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 基本方針 (基準第三準則第9) (準則第10) (準則第11) [基準第三・基準第四] [準則第7] [基準第三 二] [準則第8(1)]	(1) 自由使用を妨げるものでないか。 (2) 河川環境基本計画との整合性は問題ないか。 (3) 河川及びその他の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものであるか。 (4) 公共性があるか。 (5) 治水上の支障を生じないか。 (6) 利水上の支障を生じないか。 (7) 他の工作物に悪影響を与えないか。 (8) 取水施設等他の占有者に支障を及ぼさないよう配慮されているか。 (9) 保安距離が確保されているか。 (10) 河川管理施設または許可工作物（電線等空中に架設される工作物を除く）との間に当該河川管理施設または許可工作物の状況に応じて相当と認められる間隔を保っているか。		
2. 占用敷地の位置 (準則第9)	(1) 他の者の水面利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用通路が確保されているか。		
3. 土地の形状変更 補足説明 H6.10.17河川敷地占有許可準則第8	(1) 高水敷の切盛は、平均地盤高又は河川整備基本方針の計画断面より±0.5m以内となっているか。 (2) 流水に対し平滑になっているか。 (3) 雨水排水は、低水路側への勾配となっているか。 (4) 著しく地形変更していないか。		
4. 河川敷等に設ける工作物 補足説明 H6.10.17河川敷地占有許可準則第8	(1) ベンチ、遊具等 イ) 撤去できる構造か。又は1m以下の場合、洪水時に流失しない構造となっているか。 ロ) 工作物の周辺は洗掘防止を目的とした高水敷保護工を設けているか。 (2) ネット・柵類等 イ) ネット・ゴール等は可搬式または転倒式となっているか。 ロ) 転倒式の工作物は転倒時に1m以内になるか。 ハ) 転倒式の工作物は洪水時に流失しない構造となっているか。 ニ) 転倒式の工作物の周辺は洗掘防止を目的とした高水敷保護工を設けているか。 ホ) ネット・柵類を連続して設けていないか。 (3) 休憩所・トイレ等 イ) 可搬後の残存物は1m以内となっているか。 ロ) 地下にある部分は流出しない様に措置がなされているか。 ハ) 高水敷周辺の洗掘防止を目的とする高水敷保護工を設けているか。 (4) テニスコート等 イ) テニスコート等高水敷を舗装する場合、周辺の洗掘を防止するため、2m以上の高水敷保護工を設けているか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
[準則第6]	(5) 砂場及び水遊び場等 イ) 砂場等を設置する場合周辺の高水敷の洗掘を防止するため2m以上保護工を設けているか。 (6) 駐車場 イ) 当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないか。 ロ) 施設利用時間以外及び洪水のおそれのある場合は駐車出来ない措置がとられているか。 ハ) 洪水時には車両を撤去することができるか。 ニ) 高水敷を舗装する場合2m以上の高水敷保護工を設けているか。 ホ) 夜間及び休日を含む情報伝達体制が整備されているか。 (7) モトクロス・ラジコン及びグライダー練習場等 イ) 市街地から遠隔にあり、公園等の他の利用が阻害されないか。 ロ) 必要最小限の施設か。		
5. 高水敷等の植樹 (河川区域内における樹木の伐採・植樹の基準)	(1) 公園等占用の目的を勘案して必要と認められる植樹にとどまっているか。 (2) 高木の植樹位置は死水域、もしくは死水状態に近く且つ計画、計画高水流量の流下断面外としているか。 次の区域以外で比較的能力のある区域としているか。 ①堤防に危険を及ぼすおそれのある区域。 ②河川管理施設へ影響を及ぼすおそれのある区域。 ③植樹木が倒伏又は洗掘されるおそれのある区域。 (3) 「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について」の第11にある密度以下か。 (4) 高木の植樹位置は堤防表法尻及び低水路法肩から20m以上離し、且つ堤防表法面とH W Lの接線から25m以上離しているか。 (5) 高木を河川横断方向に植樹する場合その間隔は25m以上離しているか。 (6) 高木を河川縦断方向に植樹する場合その間隔は $20m + 0.005Q$ m (50mを超える場合は50mとする)未満の場合は流水時の流線に沿った見直し線上にしているか。 (7) 高木は耐風性樹木で且つ、流出防止工を一本立で実施しているか。 (8) 低木の植樹位置は堤防表法尻及び低水路法肩から10m以上離しているか。 (9) 低木を群生して植樹する場合河川横断方向の群生の幅(2以上の群生の場合はその和)が高水敷幅の1/4以下となっているか。 (10) 低木を群生して植樹する場合、河川縦断方向の列植延長は100m以下としているか。 (11) 前記の場合において河川縦断方向に連続して植樹する場合その間隔は50m以上としているか。 (12) 植樹の実施主体は地方公共団体等とされているか。 (13) 植樹の実施主体が民間団体等の場合、植樹した樹木は地方公共団体等に引き継がれているか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
	(14) 民間団体等によむを得ず樹木の管理をさせる場合、協定を締結する等の措置により維持管理が適性に行われる担保があるか。 (15) 平常時、出水時とも治水上の保全及び占用地等の環境保持、利用者の安全確保等を配慮した維持管理計画書が制定されているか。		
6. 施 設 管 理 (基準第三解説) 準則 (基準第十)	(1) 管理運営計画が明らかになっているか。 (2) ゴミ等の処理、草刈り等の公園の維持管理について定めているか。 (3) 学校等が設置した運動場では、必要のない時間は一般公衆に開放されているか。		
『参考』	(1) 1000mごとに20m以上の空地を設けているか。 (2) 休憩所・トイレ等 イ) 便所を高水敷に設ける場合、地表部分は可搬式となっているか。 ロ) 固定式とする場合、阻害率1%未満となっているか。		

※『参考』については、河川特性、設置位置の状況及び環境等に応じて判断するものであり、必要に応じて審査項目の対象とする。

第 22 章

記念碑等の堤内盛土

22-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 記念碑等の名称・規模等のあらましを記載する。

2 – 1

工 作 物 名 称			
設置の必然性(目的) (基準第三)			
事業実施機関名	申請者		
予 定 工 期	平成	年	月 日 ～ 平成 年 月 日
規 模	幅×長さ×高さ	植栽の種類等	

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河川名	川水系	川	距離標	左、右岸	K	m
地名						

3) 設置河川の概要 記念碑等設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)、二級河川、準用河川、普通河川		
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他		
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山村区間、掘込み河道、山間狭窄部		
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか		
	生態系について 配慮しているか		
	施工時環境へ 配慮しているか		
	その他		
河川環境管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント		
	ブロックの管理方針		
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：

4) 審査事項

2-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第三・基準第四)	(1) 位置決定の主な理由		
2. 設置の原則 補足説明	(1) 本堤との谷間は盛土して水の溜らないようになっているか。 (2) 記念碑等の建立は河川区域外に設けることになっているか。 (3) 盛土のため、官民境界が不明確となる場合は境界杭等で明確になっているか。 (4) 盛土材は堤体土と同等のものになっているか。 (5) 法先排水については十分配慮されているか。 (6) 天端や裏小段から直接資材等を投入する施設及び駐車場となっていないか。		
3. 施設管理 (基準第三解説)	(1) 管理の方法は明らかにしているか。		

第 23 章

水防倉庫

23-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 水防倉庫の名称・規模等のあらましを記載する。

3-1

工 作 物 名 称					
設置の必然性(目的) (基準第三)					
事業実施機関名	申請者				
予 定 工 期	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日
規 模	木造・プレハブ・ブロック張 鉄筋コンクリート・鉄骨構造等 間口 m 奥行き m m ²				

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

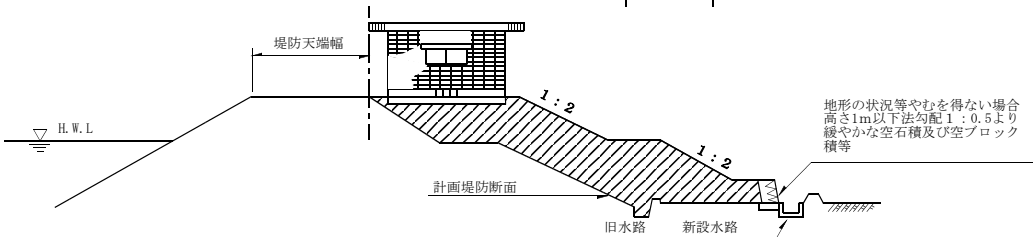
河 川 名	川水系	川	距離標	左・右岸	K	m
地 先 名						

3) 設置河川の概要 水防倉庫設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)、二級河川、準用河川、普通河川		
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他		
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部		
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか		
	生態系について 配慮しているか		
	施工時環境へ 配慮しているか		
	その他		
河川環境管理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント		
	ブロックの管理方針		
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：

4) 審査事項

3-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 基本的事項 (基準第三・基準第四) (基準第四・四) (基準第三・二) (令第25条3) (基準第三・基準第四) (基準第三・基準第四) (第三十八・①②) (基準第三・基準第四) (基準第三・基準第四) (基準第三・基準第四)	(1) 位置決定の主な理由 (2) 水防倉庫は堤内側の計画堤防外に盛土して設けているか。 (3) 盛土の法勾配及び小段は、計画堤防を平行移動をさせているか。地形等でやむを得ず法尻に土留工が設置されている場合は、高さ1.0m以下の空石積及び空ブロック積等で施工されているか。 (4) 水防資材の搬出入に便利な位置に建てられているか。 (5) 洪水時に内水湛水が発生しても通路が確保できる位置に設けられているか。 (6) 未改修堤防に設置の時は、計画堤防を確保して設けられているか。 (7) 堤内法先の漏水対策排水路部分を盛土することとなる場合は、移設等の対策が講じられているか。 (8) 排水溝を設置しているか。 ・基礎部は定規断面を貫入しないものとする。		
【水防倉庫】 2. 天端に設ける場合 [令第25条解説1]	(1) 空石積及び空ブロック積等の直高は1m以下となっており、水抜き穴が設置されているか。 		
【予備土置場】 3. 側帯に設ける場合 [令規則第14条] [令規則第14条]	(1) 幅は5m以上で、かつ、堤防敷幅の1/2 (20m以上であれば20m) となっているか。 (2) 延長は、概ね10mの堤防の体積(100m ³ 未満は100m ³ とする)の土砂量堆積となっているか。		
【車輛交換場所】 4. 設置位置等 車輛交換場所設置要綱(案) H6.6.17事務連絡「各防災関係施設設置要綱(案)」に同様の記載有り。	(1) 過去の被災場所、重要水防箇所の位置が考慮されているか。 (2) 堤防天端での連絡可能な道路橋からの間隔が1000m以上となる箇所に設けているか。 (3) 車輛交換場所の間隔は500m程度となっているか。 (4) 設置高さは堤防高と同じになっているか。 (5) 現況堤防の堤内側法肩より18m以上、縦断方向で10m以上が確保されているか。 (6) 既設堤防への取付線形は45°以下となっているか。 (7) 用地取得をする場合、計画堤防を考慮した用地幅が取得されているか。 (8) 現堤防との境界に縁切施設が設置されているか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
5. 施 設 管 理 (基準第三解説)	(1) 管理の方法は明らかにしているか。		
『参考』	【予備土置場】 現堤に設ける場合 (1) 原則として盛土構造とし、法面は芝付等を行っているか。 (2) 現堤と備蓄土の間には、滑りに対して配慮した縁切材を設けているか。 (3) 予備土の法面勾配は1:2(標準)となっているか。		

※『参考』については、河川特性、設置位置の状況及び環境等に応じて判断するものであり、必要に応じて審査項目の対象とする。

第 24 章

自記量水塔及び量水標

24-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 自記量水塔等の名称・規模等のあらましを記載する。

2-1

工 作 物 名 称								
設置の必然性(目的) (基準第三)								
事業実施機関名	申請者							
予 定 工 期	平成	年	月	日	～ 平成	年	月	日
規 模	量 水 塔 の 形 状	導水管の形状及び工法	管 理 橋 の 形 状					
	m	m	幅	m	長さ	m		

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河 川 名	川水系	川	距離標	左、右岸	K	m
地 先 名						

3) 設置河川の概要 自記量水塔等設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部				
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計画堤防天端幅	計画の高水数高	現 況 高 水 数 高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量	支川計画高水位			
	m ³ /s	m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：		

4) 審査事項

2-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (「水文観測」第3章水位観測・基準第三、基準第四)	(1) 位置決定の理由		
2. 自記量水塔 (第7章取水塔準用) 規則16条 「水文観測」第3章 水位観測	(1) 塔の構造については「第7章 取水塔」の項を準用しているか。 (2) 塔の位置が堤防護岸施設内に設置する場合は縁切りをしているか。 (3) 井筒天端の高さは計画堤防高を上回る出水に対して観測可能であるか。		
3. 導 水 管	(1) 導水管は、第6章「揚水機場及び排水機場」及び第9章「管類」を準用しているか。		
4. そ の 他 (第3章樋門樋管を準用) 水文観測業務規定 (令第53条・規則25条・ 準則第4・基準第三) (基準第三・四)	(1) 管理橋は「第4章 樋門」を準用しているか。 (2) 上下流各10m以上の護岸が施工されているか。 (3) 河川環境に配慮した護岸等となっているか。		
5. 普通観測所の場合 (量 水 標) (「水文観測」第3章 水位観測) 規則16条 (令第53条・規則25条) (基準第三・四)	(1) 支柱の高さは2.5m程度(測定範囲2.0mを標準、隣接する支柱を0.5m程度重複させる)を原則として現堤防高+0.5mまで測定できるものになっているか。 (2) 基礎工は護岸の法勾配に合わせ、縁切りを行っているか。 (3) 上下流各10m以上の護岸が施工されているか。 (4) 河川環境に配慮した護岸となっているか。		
『参考』	(1) 普通量水標が併設されているか。 (2) 階段が設けてあるか。階段は「第16章 階段」を準用しているか。 (3) 標識が設置されているか。		

※『参考』については、河川特性、設置位置の状況及び環境等に応じて判断するものであり、必要に応じて審査項目の対象とする。

第 25 章

陸 聞

25-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 陸閘の名称・規模等のあらましを記載する。

2-1

工 作 物 名 称					
設置の必然性(目的) (基準第三)					
事業実施機関名	申請者				
予 定 工 期	平成	年	月	日	～ 平成 年 月 日
規 模	高 さ × 幅 (長 さ) × 厚 さ			型 式	

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河 川 名	川水系	川	距離標	左・右岸	K	m
地 先 名						

3) 設置河川の概要 陸閘設置地点の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

設置地点の概況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、霞堤、二線堤、掘込河道				
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 況 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計 画 堤 防 天 端 幅	計 画 の 高 水 敷 高	現 況 高 水 敷 高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量	支川計画高水位			
	m ³ /s	m			
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)	自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：		

4) 審査事項

2-2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 位 置 (基準第三・基準第四)	(1) 位置決定の主な理由。		
2. 構 造 (令第18条) (令第20条)	(1) 計画高水位(H. W. L.)以下の流水の作用に対して安全な構造となっているか。 (2) 現堤防(計画がある場合は計画堤防高)と同等以上の高さとなっているか。		
3. 操 作 管 理 (基準第三解説)	(1) 操作・管理の方法は明らかにしているか。		

第 26 章

旧施設撤去

26-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 旧施設撤去の内容等のあらましを記載する。

2-1

工 作 物 名 称						
事業実施機関名	申請者					
予 定 工 期	平成	年	月	日	～ 平成	年
撤 去 概 要						
復 旧 方 法	復旧工法	法長		m	延長	m
						m ²

2) 設置位置 撤去施設地点について記載する。

河 川 名	川水系	川	距離標	左・右岸	K	m
地 先 名						

3) 河川の概要 旧施設撤去地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

地 点 の 概 況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部				
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 状 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計画堤防天端幅	計画の高水敷高	現 況 高 水 敷 高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量		支川計画高水位		
	m ³ /s		m		
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)		自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地	拠点地区：	

4) 審査事項

2 - 2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 撤去の原則			
(基準第三・二解説)	(1) 旧施設については完全撤去を原則とする。		
(令第62条2)	(2) 堤体内の工作物・堤体下面に空洞を有する工作物及び河道内に埋設された工作物は完全に撤去しているか。		
(令第62条)	(3) 低水路及び低水路肩から20m間の高水敷部は、河川整備基本方針の計画断面又は最新河床包路線の低い方から－2 m以上撤去されているか。		
(令第62条)	(4) 高水敷部は、河川整備基本方針の計画断面又は現高水敷高の低い方から－1 m以上撤去されているか。		
(令第53条)	(5) 旧施設撤去後の復旧は、原則として河川整備基本方針の計画に合わせて護岸等が施工されているか。		
(規則第25条)	(6) 護岸設置範囲は、H. W. L 位置の堤防開削幅以上になっているか。		

第 27 章

仮 設

27-1 審査チェックリスト

1) 工作物の概要 仮締切の名称・規模等のあらましを記載する。

5-1

工 作 物 名 称	
事業実施機関名	申請者
予 定 工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
撤 去 概 要	

2) 設置位置 設置する河川の位置について記載する。

河 川 名	川水系 川 距離標 左・右岸 K m
地 先 名	

3) 河川の概要 仮締切設置地点の河川の状況(現況及び河川整備基本方針の計画等)を記載する。

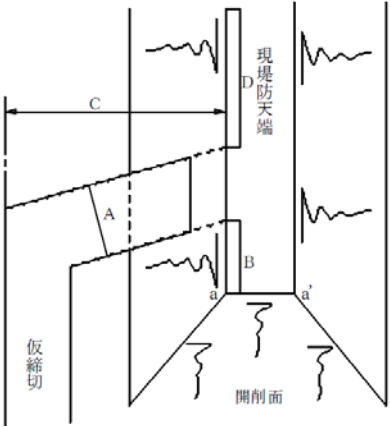
地 点 の 概 況	一級河川(直轄区間、指定区間)二級河川、準用河川、普通河川				
	普通区間(高潮区間、背水区間)、その他				
	左・右岸 完成堤、暫定堤、未施工、堤防計画なし、片側山付区間、掘込み河道、山間狭窄部				
河 川 の 諸 元	計 画 高 水 流 量	計 画 高 水 位	余 裕 高	計 画 堤 防 高	現 状 堤 防 高
	m ³ /s	m	m	m	m
	最 深 河 床 高	計画堤防天端幅	計画の高水敷高	現 況 高 水 敷 高	
	m	m	m	m	
背水区間の場合	支川計画高水流量		支川計画高水位		
	m ³ /s		m		
河川環境の配慮	景観面について 配慮しているか				
	生態系について 配慮しているか				
	水質について 配慮しているか				
	施工時環境へ 配慮しているか				
	その他				
河 川 環 境 管 理 基本計画の概要	ブロック名及び 基本方針のポイント				
	ブロックの管理方針				
	ゾーニング (空間管理計画)		自然ゾーン・自然利用ゾーン・整備ゾーン・その他()・白地		拠点地区：

4) 審査事項

5 - 2

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
1. 仮締切の設置 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 「堤防の全面開削」、「部分開削するもののうち、堤防の機能が相当に低下する場合」か。 ※堤防の機能が相当に低下する場合とは設計対象水位に対して、必要な堤防断面が確保されていない場合をいう。		
2. 構造形式 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 堤防開削を伴う場合 イ) 既設堤防と同等以上の治水安全度を有する構造となっているか。 ロ) 出水期間における仮締切の場合、鋼矢板二重式工法となっているか。地質等のために同工法によりがたい場合は、これと同等の安全度を有する構造とする。 ハ) 土堤による仮締切の場合は法覆工等による十分な補強が川裏に設けられているか。 ・ 流下能力を阻害しない場合であって、流勢を受けない箇所についてはこの限りではない。 ニ) 異常出水等、設計対象水位を超過する出水に対しては、堤内地の状況等を踏まえ、応急対策を考慮した構造を検討しているか。 ・ 部分開削の場合は、仮締切の設置の他、設計対象水位に対して必要な堤防断面を確保する措置によることができる。 ※ここでのいう出水への対策とは、台風の接近などによる河川水位の上昇に備え、仮締切の上に土のうなどを設置する対策をいう。 (2) 堤防開削を伴わない場合 イ) 流水の通常の作用に対して十分安全な構造とすると共に、出水に伴い周辺の河川管理施設等に影響を及ぼさない構造となっているか。		
3. 設計対象水位 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 堤防開削を伴う場合 イ) 出水期においては計画高水位（高潮区間にあたっては計画高潮位）としているか。 ロ) 非出水期においては、工事施工期間の既往最高水位または既往最大流量を仮締切設置後の河積で流下させるための水位のうちいずれか高い水位としているか。ただし、当該河川の特性或近年の出水傾向等を考慮して変更することができる。 ・ 既設堤防高がイ)、ロ) で求められる水位より低い場合は、既設堤防高とすることができる。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
	(2) 堤防開削を伴わない場合 イ) 工事施工期間の過去5ヶ年間の時刻最大水位としているか。 ・但し、当該水位が5ヶ年間で異常出水と判断される場合は、過去十ヶ年の2位の水位を採用することができる。 ・既往水文資料の乏しい河川においては、近隣の降雨資料等を勘案し、十分安全な水位とすることができる。		
4. 高さ (仮締切堤設置基準(案)) (仮締切堤設置基準(案))	(1) 堤防開削を伴う場合 イ) 出水期においては既設堤防高以上としているか。 ロ) 非出水期においては設計対象水位相当流量に余裕高(令第二十条)を加えた高さ以上とし、背後地の状況、出水時の応急対策等を考慮して決定しているか。 但し、既設堤防高がこれより低くなる場合は既設堤防高とすることができる。 ※ここでのいう出水時の応急対策とは、台風接近時などに河川水位の上昇に備え、仮締切の上に土のうを設置するなどの対策をいう。 (2) 堤防開削を伴わない場合 イ) 3.(2)イ) で定めた水位としているか。但し、波浪等の影響でこれによりがたい場合は、必要な高さとすることができる。		
5. 天端幅 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 堤防開削を伴う場合 イ) 令二十一条の天端幅を満足しているか。 ただし、鋼矢板式工法による場合は大河川に於いては5m程度、その他の河川に於いては3m程度以上とし安定計算により決定するものとする。 (2) 堤防開削を伴わない場合 イ) 構造の安定上必要な幅が確保されているか。		
6. 平面形状 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 流水の状況、流下能力等にできるだけ支障を及ぼさない形状となっているか。 (取付角度は上流側30度、下流側45度を標準とする。)		
7. 取付位置 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 堤防開削天端(a-a')より仮締切内側迄の長さ(B)は、既設堤防天端巾または、仮締切堤の天端巾(A)のいずれか大きい方以上となっているか。		
8. 流下能力の確保と周辺河川管理施設等への影響 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 堤防開削を伴う場合 イ) 出水期の場合 ①仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力が確保されているか。 ロ) 非出水期の場合 ①仮締切設置後の断面で3.(2)イ)の洪水流量に対する流下能力が確保されているか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
	(2) 堤防開削を伴わない場合 イ) 出水期の場合 ① 仮締切設置後の断面で一連区間の現況流下能力が確保されているか。 ② 出水期の水没に伴い周辺の河川管理施設等に被害を及ぼすことがないか。 ロ) 非出水期の場合 ① 仮締切設置後の断面で3. (2)イ) の洪水流量に対する流下能力が確保されているか。 ② 出水期の水没に伴い周辺の河川管理施設等に被害を及ぼすことがないか。		
9. 補強 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 川表側に設置する場合 仮締切前面の河床及び仮締切取付部の上下流概ね $C = 2A$ の長さの法面は設計対象水位以上の高さまで鉄線蛇籠等で補強されているか。 (2) 川裏側に設置する場合 堤防開削部の法面は設計対象水位以上の高さまで鉄線蛇籠等により補強されているか。		
10. 堤体の復旧 (仮締切堤設置基準(案))	(1) 仮締切撤去後の堤体部は表土1m程度を良質土により置き換え、十分に締固め復旧しているか。 (2) 必要に応じて堤防及び基礎地盤の復旧を行っているか。 (3) 水衝部では川表側の法面は、ブロック張等で法覆を施しているか。 		
11. 工事用仮橋 令第73条3項解説2(1) 河川管理施設等構造令第73条3項(仮橋)の取扱について	(1) 出水期中は撤去する計画となっているか。 (2) やむを得ず撤去できない場合で、かつ、迂回路のための仮橋に準ずる構造のものにできない場合は、河道内のごく一部分のみの架設にとどめるとともに、出水によって流出しないよう措置するなど治水上の配慮を行っているか。 (3) 出水時に撤去しない場合、当該工事用仮橋の部分は無効河積として治水上の影響を検討しているか。		

項 目	検討項目・手法	適(○) 否(×)	申請内容・対策概要等
河川管理施設等構造令 第73条3項(仮橋)の取扱 について 河川管理施設等構造令 第73条3項(仮橋)の取扱 について	(4) 仮橋による治水上の影響を検討しているか。 (5) 河川特性に合った経間長、桁下高となっているか。 (一般的には経間長6～8m、桁下高は過去5ヶ年の工事期間中の 最高水位に余裕高を加えた高さ。) (6) 工事の進捗状況等の情報収集を実施し適切な指導を行う体制 となっているか。		
12. 迂回路の ための仮橋 令第73条3項解説2(2) 河川管理施設等構造令 第73条3項(仮橋)の取扱 について 規則第29条一	(1) 径間長は、令第39条(可動堰の可動部の径間長の特例)第1項の 表の第3欄に掲げる値以上あるか。 但し、表の第3欄は「現況流量」に対応させることが出来る。 現況流量とは、当該地点の現況堤防高での流量とする。 (2) 仮橋が、令規則第29条(近接橋の特例)第1項第1号に規定する近 接橋となる場合 当該仮橋の橋脚と既設の橋脚等との間の流向と直角に測った 距離は、令第39条第1項の表の第3欄に掲げる値以上離すものとし かつ(1)を満足しているか。 (3) 仮橋が、令規則第29条(近接橋の特例)第1項第2号に規定する 近接橋となる場合 河川特性、現況並びに新橋の径間長を考慮し、径間長を定め ているか。 ・ 橋の改築に当たって既設橋を仮橋として使用する場合、新設橋 の橋脚は、これに準じて定めなければならない。なお「近接橋 の特例」は、既設橋の改築又は撤去が5年以内に行われることが 予定されている場合は適用されない。 (4) 桁下高は、令第64条(橋の桁下高)の規定に準じているか。		